

消費税 軽減税率 対策

複数税率対応レジの
導入等支援

受発注システムの
改修等支援

補助金制度の
ポイントが
よくわかる!



軽減税率対策補助金がよくわかる

消費税

軽減税率

- 消費税の軽減税率制度はすべての事業者の方に影響があります。
- 事業者の方が知っておきたい軽減税率制度のポイントや支援策を紹介します。
- 事業者の方のよくある質問にお答えします。



まるわかりBOOK

これで
スツキリ!

2019年10月1日スタート

消費税軽減税率制度 ココをチェック!



軽減税率制度って
何だろう?

軽減税率制度の キホンが知りたい

- 実施のスケジュールは?
- 対象となる品目は?



毎日の仕事に
どんな影響が?

事業者の疑問

毎日の仕事の
流れは
どうなるの?

P.6

- 適用税率の把握
- 適用税率ごとに区分した経理

仕入れや値付け
ではどんな作業が
必要になるの?

P.8

- 商品を仕入れた際の
業務フローの例

発行する
請求書等に
記載する項目は?

P.10

- 商品を販売した際の
業務フローの例

毎月の支払いや
消費税の申告は
どうする?

P.12

- 毎月の支払いでの新しい作業
- 申告での新しい作業



「まるわかりBOOK」の



補助金制度があるって聞いたけど?



補助金制度のポイントを教えて!

P.18

- 申請は大きく2つのタイプがある
- 補助金制度の対象は?

軽減税率制度の実施に備え複数税率対応レジへの買替え等が必要

P.22

P.24

- 補助対象となるレジの種類
- 補助金制度の概要と対象期間
- 補助金を活用したレジ導入等の流れ

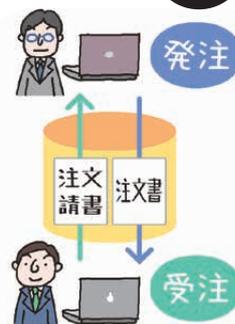


軽減税率制度の実施に備え電子的受発注システムの複数税率対応の改修等が必要

P.25

P.27

- 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ
- 補助金制度の概要と対象期間
- 補助金を活用した受発注システム改修等の流れ



・お悩み

軽減税率制度や補助金制度について電話で質問したい

P.28

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンター
- 軽減税率対策補助金事務局ホームページ



もっと詳しく教えてほしい

付録

補助金の申請に必要な書類がひと目で分かります

P.34

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

はじめに

政府では、2019年10月の消費税率10%への引上げと同時に、低所得者層へ配慮する観点から「軽減税率制度」を実施します。軽減税率対象品目の税率は8%となります。軽減税率制度の実施にあたっては、簡素な方法による区分記載請求書等保存方式を実施した後、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）へ移行するなど、事業者の皆さまの準備等を考慮して一定の経過措置を設けるなど必要な施策を講じて参ります。

軽減税率制度の下では消費税率が2つになるため、事業者の皆さまは、「適用税率ごとに区分した消費税額の計算」や、「商品ごとの適用税率およびその合計額を記載した請求書等の発行」といった新たな作業が必要となります。中小企業庁では、事業者の皆さまが対応を求められるこうした新たな作業への具体的なサポートとして、「複数税率対応レジの導入」や「受発注システムの改修」等を行う場合の経費の一部を補助する「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」の公募を2016年4月から開始しています。

本冊子では、事業者の皆さまが知っておきたい軽減税率制度の基本的なポイントをわかりやすく紹介するとともに、軽減税率対策補助金の内容や申請方法、申請に必要な書類などの情報を掲載しています。

事業者の皆さまは軽減税率制度が実施されるまでの間に、取り扱う商品の適用税率の把握、レジやシステムの対応状況の確認、従業員研修など準備しなければならないことがたくさんあります。本冊子が軽減税率制度への対応を進める事業者の皆さまの一助となれば、幸いです。

2018年3月
中小企業庁

すべての事業者に影響がある! 消費税軽減税率制度のポイント

- P.4 **軽減税率制度の概要**
 - 軽減税率制度の概要
 - 軽減税率制度の実施スケジュール
 - 軽減税率制度の対象品目
- P.6 **軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?①**
 - 飲食料品小売業を営む事業者の例
 - 毎日の仕事での主な対応例
- P.8 **軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?② 値付け/仕入れ**
 - 商品を仕入れた際の業務フローの例
 - 電子的受発注システムの改修等に補助金が受けられる場合があります。
- P.10 **軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?③ 販売**
 - 商品を販売した際の業務フローの例
 - 複数税率対応レジの導入等に補助金が受けられる場合があります。
 - 事業者が発行する請求書等
- P.12 **軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる?④ 支払い/申告/その他**
 - 軽減税率制度の実施までに準備しておくこと
 - 消費税の税額計算
 - 軽減税率制度実施後の税額計算
 - 税額計算の特例(経過措置)

[コラム] 2023年10月以降に変わること 消費税転嫁対策のキホン

- P.14 **適格請求書等保存方式(インボイス制度) 現行制度から変わること**
- P.16 **消費税転嫁対策特別措置法の目的
消費税転嫁対策 4つのポイント
消費税価格転嫁等総合相談センター**

これは使える!知っておきたい! 軽減税率対策補助金

- P.18 **軽減税率対策補助金のポイント①
制度の概要**
 - 2つの申請類型
 - 申請の受付、申請サポート
 - 申請受付期間 その他の融資制度のご案内

- 参考① 補助金の申請者の要件(A型、B型共通)
- 参考② 本事業における中小企業・小規模事業者等の定義(A型、B型共通)

- P.22 **軽減税率対策補助金のポイント②
レジの導入等支援**
 - 補助対象のレジ、申請区分
 - レジ導入支援等の概要
 - 参考③ タブレット・PC・スマートフォンを活用したレジシステム
- P.24 **軽減税率対策補助金のポイント③
レジ導入等に係る申請の流れ**
 - 補助金を活用したレジ導入・レジ改修の流れ
- P.25 **軽減税率対策補助金のポイント④
受発注システムの改修等支援**
 - 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ
 - 申請区分
 - 電子的受発注システムの改修等支援の概要
- P.27 **軽減税率対策補助金のポイント⑤
受発注システム改修等申請の流れ**
 - 補助金を活用した受発注システム改修・入替の流れ
- P.28 **軽減税率対策補助金事務局/
その他の支援策**
 - 軽減税率対策補助金事務局ホームページのご案内
 - 軽減税率制度の実施で活用したい主な制度
- P.30 **軽減税率対策補助金
ワンポイントレッスン**
 - よくあるご質問
 - 申請のポイント
 - 申請書の記入でよくある間違い

付録

軽減税率対策補助金 申請に必要な書類のご紹介

- P.34 ● A型 交付申請の流れ
- [A-1型] レジ・導入型
- [A-2型] レジ・改修型
- [A-3型] モバイルPOSレジシステム
- [A-4型] POSレジシステム 導入型
- [A-4型] POSレジシステム 改修型
- [B-1型] 受発注システム・指定事業者改修型
- [B-2型] 受発注システム・自己導入型
- リース申請について



軽減税率制度の概要

消費税率10%への引上げに合わせて、
低所得者に配慮する観点から
軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が、
軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率になります。

軽減税率制度は業種にかかわらず、すべての事業者に影響があります。
まずは、消費税の軽減税率制度の対象品目の確認が必要です。

■軽減税率制度の概要

事業者の方は、消費税等の申告を行うために毎日の売上げ・仕入れを適用税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行っていただく必要があります。

標準税率10%



軽減税率8%



事業者は
様々な対応が
必要になります。

■軽減税率制度の実施スケジュール

軽減税率制度は消費税率10%へ引上げに合わせて2019年10月1日に実施されます。また複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます。

2019年10月1日

2023年10月1日

請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式

■軽減税率制度の対象品目

軽減税率(8%)の対象品目は、①飲食料品(お酒や外食サービスを除く)、
②週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)です。

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞
(定期購読されるものに限る)



① 飲食に用いられる設備
(椅子・テーブルなど)の
ある場所において、
② 飲食料品を飲食させる
サービス



持ち帰りのための容器に入れ、 または包装を施して行う飲食料品

- ・牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当(※)

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。

出張料理など



有料老人ホーム等で 提供される 飲食料品



外食

- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食

飲食料品

(食品表示法に規定する「食品」)



酒類



一体商品



1万円(税抜)以下の少額のもので、
価額のうちに軽減税率の対象となる食品
の占める割合が2/3以上である場合に
限り、全体が軽減税率の対象となります。

医薬品

医薬部外品等



もっと知りたい!

Q&A



Q

消費税の軽減税率制度への対応が必要なのは基本的に飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけですか?

A

いいえ、これらを取り扱わない事業者も、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

すべての事業者に影響があります!

■軽減税率制度はすべての事業者に影響があります!

理由1 対象品目を扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率

(10%)と軽減税率(8%)を区分して経理を行います。

・経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります。

・適用税率ごとに区分した経理ができない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。

理由2 取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等の発行が要求されることがあります。

理由3 免税事業者も取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。



贈答品



会議、接客時に
供する茶菓



軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる? ①

毎日の仕事の中で、取り扱う商品の適用税率の把握、適用税率ごとに区分した記帳といった様々な対応が必要となります。

事業者ごとに必要な作業は異なります。毎日の仕事の流れを確認し、軽減税率制度の実施に関係する事柄を洗い出しましょう。

取り扱う商品の適用税率の把握や、適用税率ごとに区分した経理など様々な対応が求められる可能性があります。

■ 飲食料品小売業を営む事業者の例

毎日の業務で適切な商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要があります。

納品書に記載された適用税率が正しいか確認



毎日の売上げ・仕入れを適用税率別に区分して記帳



複数税率に対応したレジへの買替・改修



新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行



もっと知りたい!

Q&A



Q

商店街で鮮魚の小売を営んでいます。仕入れは3万円未満の少額な取引のみで、これまで顧客への領収書に詳細な内容の記載は求められませんでした。軽減税率制度の実施で何か変更はありますか?

A

区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、これまでと同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項を記載した帳簿の保存のみで適用することができます。この際、帳簿にはこれまでの記載事項に加え、「軽減税率の対象品目の取引についてはその旨」を記載することが要件となります。

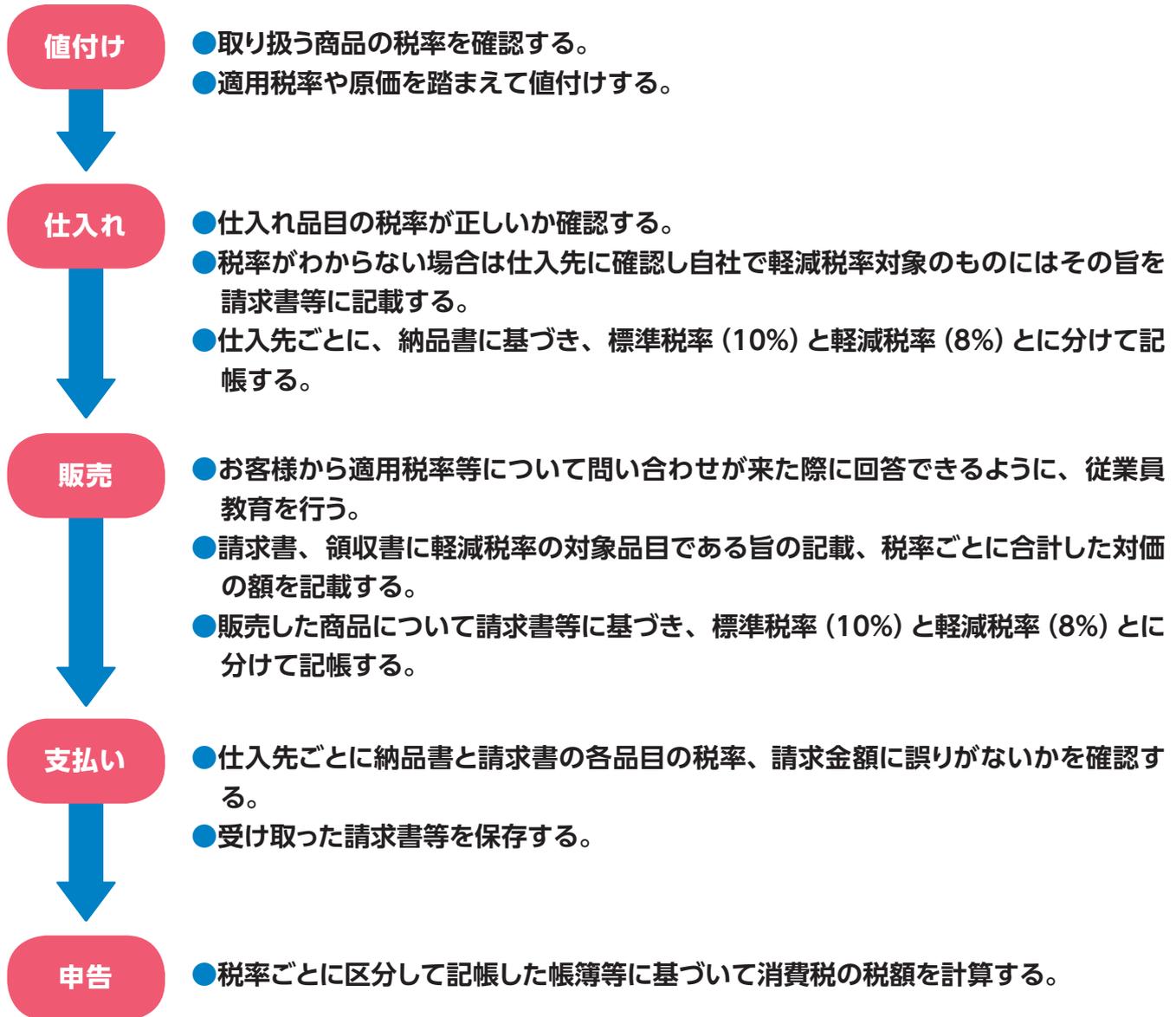
しかしながら、取引先の経理処理の関係上、領収書等に軽減税率の対象品目の取引についてはその旨の表示が求められる場合も想定されます。レジの改修やレシートへの手書き補完、または別途領収書を個別に発行するなど、貴店の取引先との関係も踏まえ、対応についてご検討ください。

※2023年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。詳細は14,15ページをご確認ください。



■毎日の仕事での主な対応例

軽減税率制度の実施に伴って、毎日の仕事の各段階で新しい作業や確認が必要となります。



プラス
α

帳簿、請求書等はどう変わる？

現行の仕入税額控除は帳簿および請求書等の保存が必要とされています。2019年10月1日から2023年9月30日（適格請求書等保存方式の導入前日）までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、次の記載事項を追加した帳簿および請求書等の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。追加される記載事項は次のとおりです。

① 区分記載請求書等

- ・ 軽減税率の対象品目である旨
- ・ 税率ごとに合計した対価の額

② 帳簿

- ・ 軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨

※2023年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。
詳細は14,15ページをご確認ください。

軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わる? ② 値付け/仕入れ

適用税率や原価を踏まえた値付けを行います。仕入れでは、取り扱う商品の税率を把握し、請求書(納品書)に記載されている税率が正しいか確認します。

仕入れた商品について適用税率がわからない場合には、仕入先に確認して自社で軽減税率対象のものにはその旨を請求書等に記載します。

軽減税率制度の実施により、電子的発注システムについては改修などが必要となる場合があります。

■商品を仕入れた際の業務フローの例

電子的発注システムによって仕入れを行っている場合は、軽減税率制度に対応しているかどうかをシステムベンダー等に確認しましょう。

値付けでの新しい作業 適用税率や原価を踏まえた値付けを行う。

●加工商品の原材料の適用税率が異なる場合

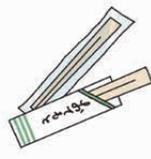
自社製造の惣菜・お弁当等の仕入れに係る消費税率



食材8%



光熱費10%



わりばし10%

自社で製造



お弁当8%

仕入れでの新しい作業

- ①商品の適用税率を把握する。
- ②納品書に記載されている税率が正しいか確認する。
(税率がわからない場合は仕入先に問い合わせる)
- ③納品書に基づいて標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに区分して帳簿に記帳する。

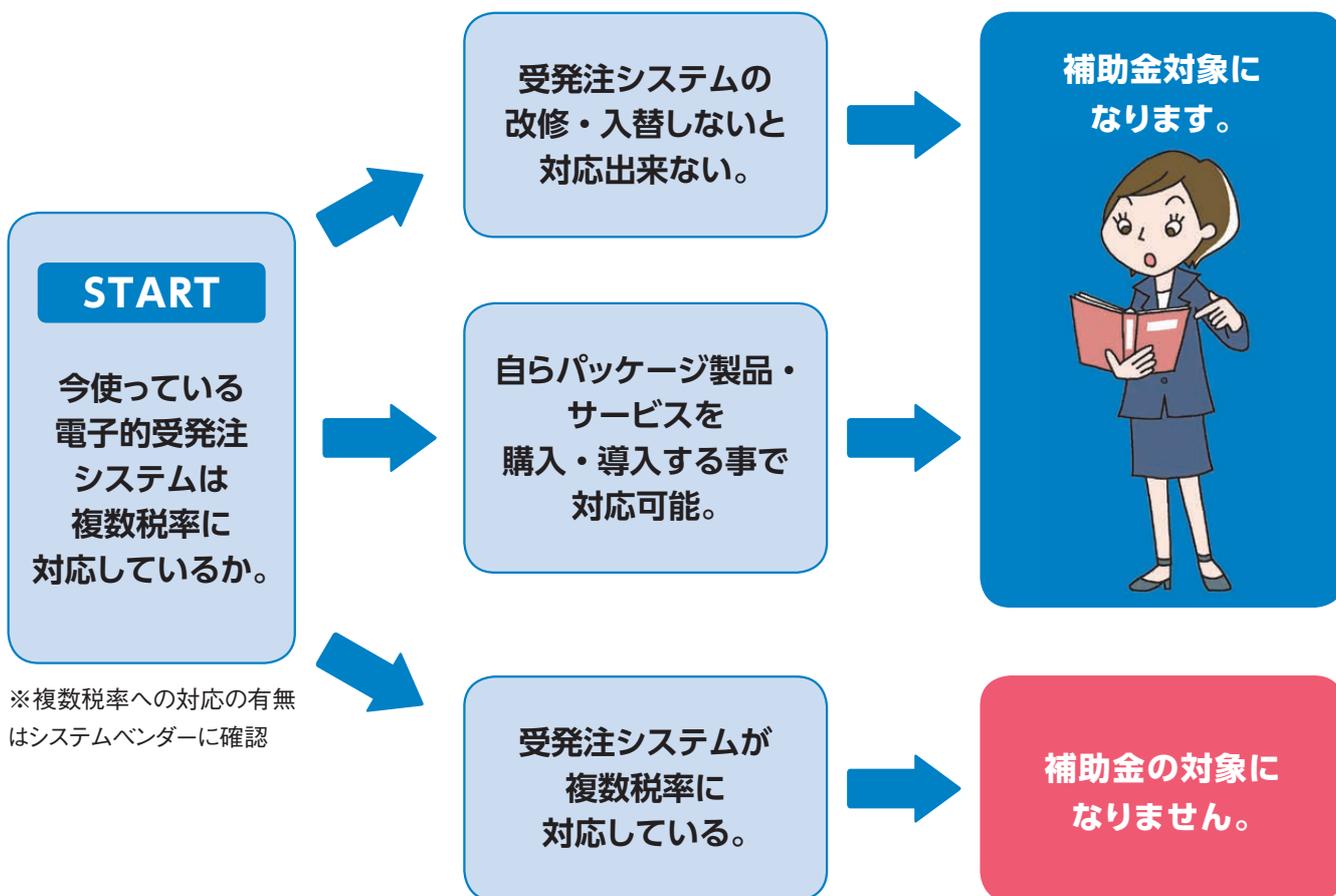
プラス
α

請求書等に必要事項の記載がないときはどうする？

2019年10月1日から2023年9月30日までの区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」および「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がない場合、請求書等の交付を受けた事業者がその取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、保存することで仕入税額控除を行うことが認められます。なお、事業者による追記や修正は他の項目については認められていません。

■ 電子的受発注システムの改修等に補助金が受けられる場合があります。

軽減税率制度の実施にあたって電子的受発注システムの改修・入替等を行う場合は、補助制度の活用を検討しましょう。

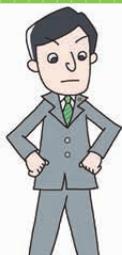


もっと知りたい!

Q&A



Q 軽減税率制度の実施後、免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除はできますか？



A

2019年10月1日から2023年9月30日までの区分記載請求書等保存方式の下では、免税事業者等からの課税仕入れについては、現行と同様に仕入税額控除の適用を受けることができます。

※2023年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。

詳細は14,15ページをご確認ください。

軽減税率制度で毎日の仕事の 何が変わる? ③ 販売

取り扱う商品の適用税率を把握し、正しい表示を行います。請求書等には、どの商品が軽減税率の対象品目かを明示し、適用税率ごとに合計金額を記載します。

お客様から商品の適用税率を質問された際に回答できるように従業員への教育を行きましょう。

販売した商品について請求書等に基づき標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに区分して帳簿に記帳します。

■商品を販売した際の業務フローの例

小売業や飲食業の方は、複数税率対応レジの導入・改修などが必要かどうかをメーカーや販売店に確認しましょう。卸売業の方で電子的受発注システムを導入している場合は、改修等が必要かどうかをシステムベンダーに確認しましょう。



販売での新しい作業

①取り扱う商品の適用税率を把握し、正しい表示を行います。



軽減税率対象品目
580円+税(8%)



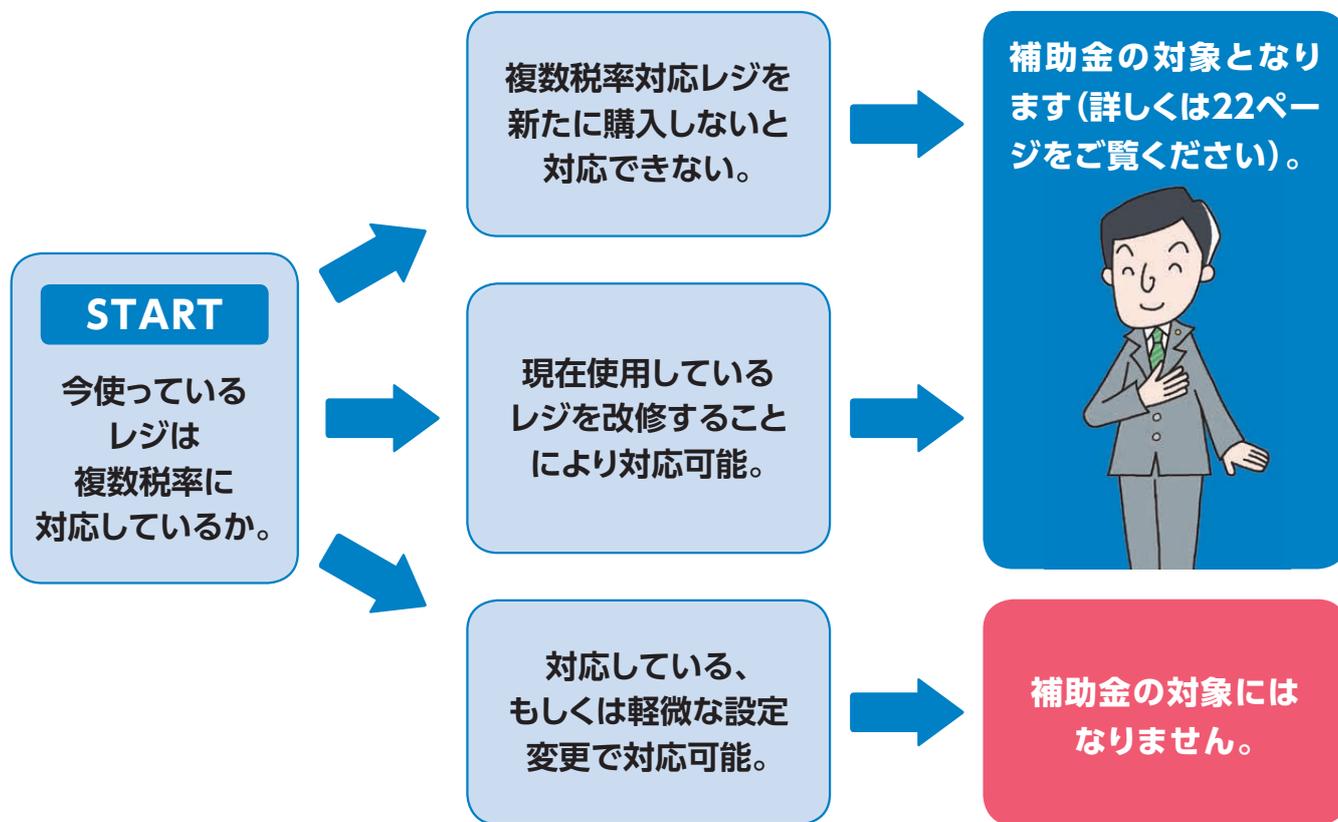
軽減税率対象外
280円+税(10%)

- ②請求書(領収書)に軽減税率の対象品目である旨の記載、税率ごとに合計した対価の額を記載します。
- ③標準税率と軽減税率とに区分して帳簿に記帳します。
- ④POSシステムの場合は予め商品マスタに税率を登録しておくことで、自動的に適用税率ごとに集計されます。



■複数税率対応レジの導入等に補助金が受けられる場合があります。

複数税率対応レジを新たに購入する場合や改修によって対応する場合は、補助金制度の活用を検討しましょう。



■事業者が発行する請求書等

請求書等には、軽減税率対象品目であることを明示し、適用税率ごとに合計金額を記載します。

請求書

〇〇御中

11月分 21,800円 (税込)

11 / 1	りんご ※	5,400円
11 / 8	カップ・ソーサー	5,500円
⋮		⋮
合計		21,800円

(10%対象 11,000円)
 (8%対象 10,800円)

注) ※印は軽減税率 (8%) 適用商品

△△ (株)

ルールその1
軽減税率対象品目にチェック!

ルールその2
税率ごとに合計金額を記載する

<免税事業者であっても新しいルールに沿った請求書等の発行が求められる場合があります。>

軽減税率制度で毎日の仕事の 何が変わる? ④ 支払い／申告／その他

毎月の支払いでは、月ごとの請求書等と納品書とを照らし合わせて、誤りがないか確認します。

申告では、適用税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づいて消費税の税額を計算します。

取引先からの請求書等の発行に係る問い合わせ、お客様からの商品の適用税率に関する質問に対応するため、経営者・従業員とも研修会などへの参加を通じて軽減税率制度への理解を深めましょう。

支払いや申告のために日々の記帳はこれまで以上に重要です!

■軽減税率制度の実施までに準備しておくこと



支払いでの新しい作業

- ①請求書等に記載された商品の適用税率に誤りがないかをよく確認しましょう。
- ②問題がなければ、代金を支払い、支払金額を適用税率ごとに区分して帳簿に記帳します。

申告での新しい作業

- 適用税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づいて消費税の税額を計算します。
- 会計ソフトについても軽減税率制度の実施を踏まえて対応状況を確認し、更新を行いましょう。

その他

- 軽減税率制度の実施前に、値札やPOP、商品カタログの改訂などについても準備を進めましょう。

消費税の税額計算



● 計算方法の種類

一般課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

簡易課税

課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

軽減税率制度実施後の税額計算

軽減税率制度実施後も、納税額の計算方法は現行のものと変わりません。

しかし、消費税率が8%と10%の2つになることから、「売上げ」と「仕入れ」を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。

$$\begin{aligned} & \text{課税売上げ} / \text{課税仕入れ等} \text{に係る消費税額} = \text{標準税率が適用される取引総額} \times 10 / 110 \\ & + \text{軽減税率が適用される取引総額} \times 8 / 108 \end{aligned}$$

税額計算の特例 (経過措置)

軽減税率制度が実施される2019年10月1日以降一定期間、売上げまたは仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5千万円以下の課税事業者）に対し、売上税額または仕入税額の計算について、特例措置が設けられています。

● 売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、売上げの一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができます。

No.	対象者	割合
①	仕入れを管理できる卸売・小売業を営む中小事業者（簡易課税制度適用事業者を除きます）	卸小売業に係る課税仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合
②	①以外の中小事業者	通常の連続する10営業日の課税売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合
③	①・②の計算が困難な中小事業者（主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者に限ります）	50%

※上記の特例は、軽減税率制度の実施から4年間（2019年10月1日から2023年9月30日までの期間）選択することができます。

● 仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、仕入れの一定割合(注1)を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができます。また、簡易課税制度(注2)の事後選択による適用が可能です。

(注1) 売上げを管理できる卸売・小売業を営む中小事業者（簡易課税制度適用事業者を除きます） = 卸売・小売業に係る課税売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合

(注2) 簡易課税制度の事後選択による適用の特例は、軽減税率制度の実施から1年間（2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間）、簡易課税制度の事後選択をすることができるものになります。

※仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額計算することができる特例は、軽減税率制度の実施から1年間（2019年10月1日から2020年9月30日の属する課税期間の末日までの期間）選択することができます。

2023年10月以降に 変わること

軽減税率制度の実施により、 複数税率制度の下で適正な課税を確保する 観点から適格請求書等保存方式 (インボイス制度)が導入されます。

2019年10月1日からの4年間は、事業者の準備等に配慮して現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応した方法として区分記載請求書等保存方式とするとともに税額計算の特例を導入します。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)

適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみ適格請求書または適格簡易請求書(インボイス)を交付することができます。インボイスの保存がなければ、原則として仕入税額控除はできません。

適格請求書

● 売り手が発行する適格請求書の記載事項

区分記載請求書の記載すべき事項に、以下の項目が追加されます。

- ① 登録番号
- ② 税率ごとに区分して合計した消費税額等(消費税額および地方消費税額の合計額)および適用税率

②

①

請求書	
〇〇御中	
□月分 20,000円(本体)	消費税 1,800円
□月1日 牛肉 2kg※	5,400円
□月8日 わりばし 4箱	5,500円

合計 20,000円	消費税 1,800円
(10%対象 10,000円	消費税 1,000円)
(8%対象 10,000円	消費税 800円)
△△(株)	登録番号 xxx-xxx
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品	

- 2023年10月1日より、適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けた課税事業者(売り手)は、取引の相手方(課税事業者)から求められた場合の適格請求書等の交付および写しの保存が義務付けられます。
- 買い手は、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除をすることはできません。ただし、適格請求書等保存方式の導入後一定期間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を控除することができます。

現行制度から変わること

適格請求書等保存方式の導入で、税額計算の方法や請求書等の発行の義務、仕入税額控除の要件などが変わります。

税額計算の方法および特例の施行スケジュール

	2019年10月▼	2023年10月▼	2026年10月▼	2029年10月▼
	現行制度	区分記載請求書等保存方式 (2019年10月～)	適格請求書等保存方式 (2023年10月～)	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行通り	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 いずれかの方法によることができる。 <small>※売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」</small>	
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし <small>※免税事業者も発行可</small>	現行通り	適格請求書の交付義務あり <small>※免税事業者は発行不可</small>	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 <small>※免税事業者からの仕入税額控除可</small>	現行通り	適格請求書の保存が要件 <small>※免税事業者からの仕入税額控除不可</small>	
	買い手が追記した区分記載請求書等による仕入税額控除可		免税事業者からの仕入税額の特例 80%控除 50%控除	
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可			
中小事業者に対する税額計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間)		
	簡易課税	軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間) 現行通り 見直し 簡易課税の事後選択(1年間)		



中小企業・小規模事業者を守る!

消費税転嫁対策のキホン

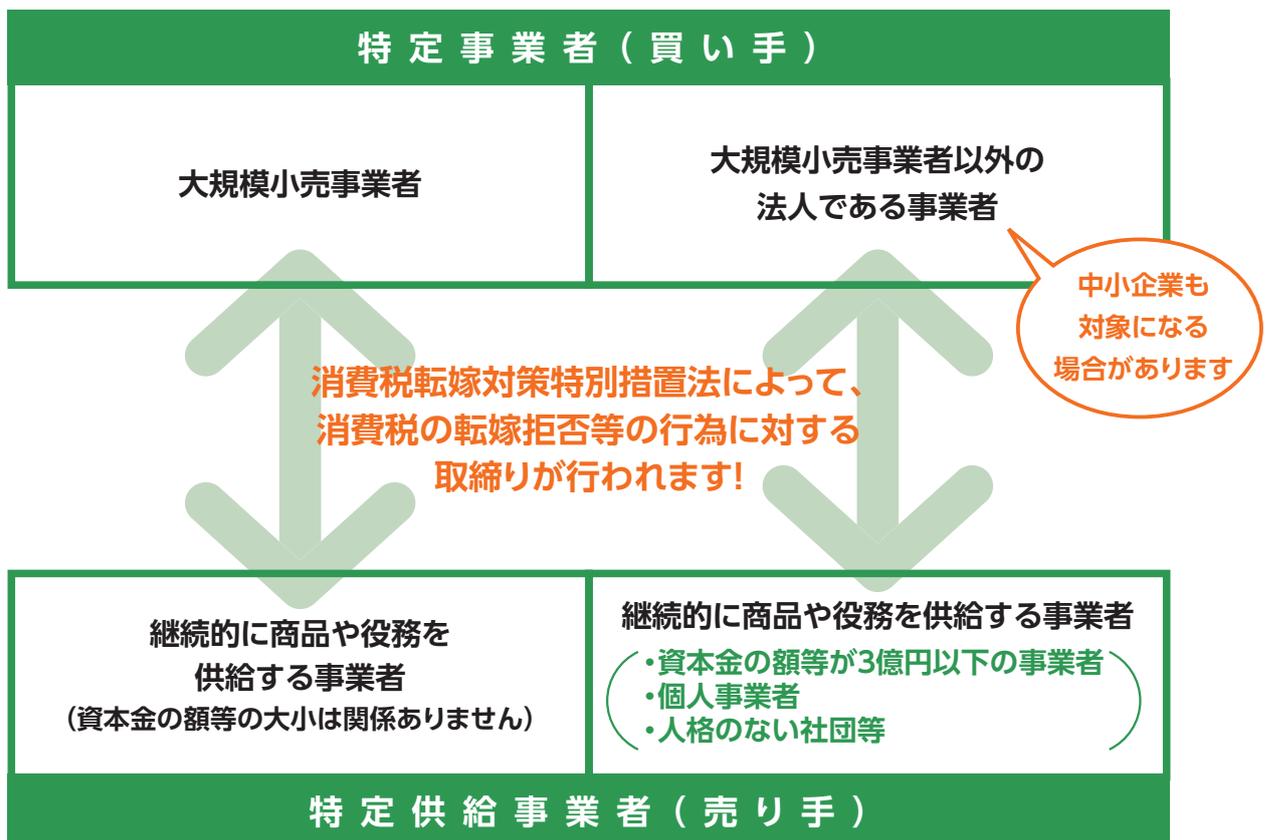
大規模小売事業者等による中小企業・小規模事業者に対する「消費税の転嫁拒否」などは禁止されています!

2013年10月1日に施行された消費税転嫁対策特別措置法では、取引価格の減額や買ったときといった消費税の転嫁を拒否するような行為、「消費税還元セール」、「消費税は転嫁しません」等、消費税の転嫁を阻害する宣伝・広告などを禁止しています。

消費税転嫁対策特別措置法の目的

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保します。大規模小売事業者等の特定事業者（買い手）による消費税の転嫁拒否等を防止します。

●消費税の転嫁拒否等が禁止されている事業者間の取引



消費税転嫁対策 4つのポイント

Point 1

減額、買ったとき等は禁止されています NG

特定事業者の消費税の転嫁拒否等を禁止し、公正取引委員会や中小企業庁等による取締りを実施。

- 減額、買ったとき (例: 消費税分を支払わない、支払う段階になって消費税分を下げる)
- 商品購入・役務利用または利益提供の要請
(例: 消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して見返りを要求する)
- 本体価格(税抜価格)での交渉の拒否
(例: 売り手に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を提出させる)
- 報復行為 (例: 売り手が公正取引委員会等に買い手による転嫁拒否等の事実を知らせたことを理由として、売り手に対して取引数量の削減や取引停止をする)

Point 2

「消費税還元セール」といった宣伝や広告は禁止されています NG

消費税の適正な転嫁に対して消費者の誤認を招く、あるいは他の事業者による円滑な転嫁を阻害するような宣伝・広告等を是正します。

(例: 「消費税は当店が負担しています」、「消費税はサービス」)

Point 3

価格表示にあたって本体価格のみの表示が認められています OK

ただし、原則は総額表示なので、税抜価格であることの明示が必要。

(例: 〇〇〇円(税別)、〇〇〇円+税)

Point 4

消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為が認められています OK

事業者または事業者団体が行う転嫁カルテルおよび表示カルテルについて、1989年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を措置。

消費税価格転嫁等総合相談センター

ご相談は専用ダイヤルまたはメール(HP上の専用フォーム)をご利用ください。

専用ダイヤル: 0570-200-123

【受付時間】 平日 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

メール(HP上の専用フォーム) (24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

軽減税率対策補助金のポイント①

制度の概要

2016年4月1日から

「中小企業・小規模事業者等消費税

軽減税率対策補助金」の公募が始まりました。

中小企業・小規模事業者等の方がレジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う場合にその経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応への支援には、2つの申請類型があります。

■2つの申請類型

複数税率対応レジの導入等支援を行うA型、受発注システムの改修等支援を行うB型があります。

A型



複数税率対応レジの
導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型



受発注システムの
改修等支援

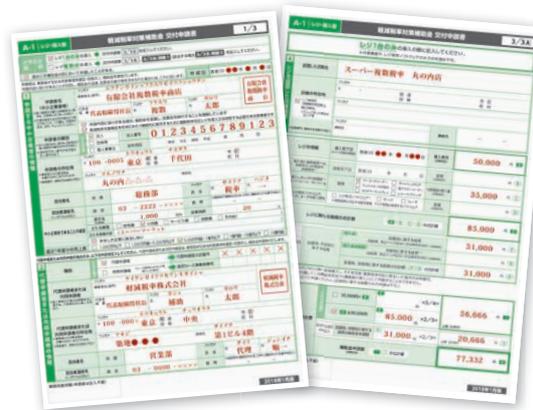
電子的受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

■申請の受付、申請サポート

申請はいつでも受け付けています。
事業者の方にわかりやすいよう申請書の作成サポートも充実しています。

- 基本的には、申請書（数枚）と証拠書類（領収書や請求書、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行っています。

※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成していただく必要があります。



- A型およびB-2型*は事後申請、B-1型*は事前申請になります。

- 申請書の申請サポートも充実しています。

A型はホームページで公表されている一部のメーカー、販売店、ベンダーなど、代理申請協力店などによる申請（代理申請）も可能です。A4型は代理申請を原則としています。

B-1型*はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。

※B-1型、B-2型についてはP.25を参照

■申請受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（2016年3月29日）から
2019年9月30日までに導入または改修し、支払いが完了したものが支援対象となります。

A型およびB-2型 2019年12月16日までに申請（事後申請）（消印有効）

B-1型

交付申請 2019年6月28日（消印有効）

改修完了 2019年9月30日

完了報告 2019年12月16日（消印有効）

（まずは交付申請を行う。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません）

その他の融資制度のご案内

レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせください。

もっと知りたい!

Q&A



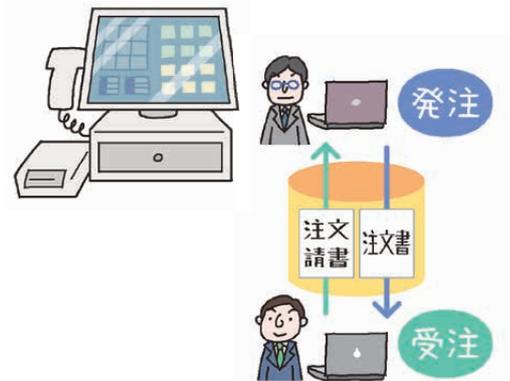
Q 補助金の申請期間は、いつからいつまでですか。

A



A型、B-2型については、補助金交付申請受付期間(補助金申請書類の提出を要する期間)は、2016年4月1日～2019年12月16日(消印有効)です。レジ等の導入および改修完了後、代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。リース契約については、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。

B-1型については、交付決定を受けた後、2019年9月30日までにシステムの改修・入替を完了し、2019年12月16日(消印有効)までに事業完了報告書を提出した場合が対象です。交付審査には時間がかかりますので、余裕を持って交付申請書をご提出ください。



もっと知りたい!

Q&A



Q わたしは個人事業主で免税事業者ですが、補助金の対象になりますか？

A



中小企業支援法上の中小企業者に該当する事業者であれば、支援の対象になります。個人事業主の場合は従業員の数が業種に応じ次頁に掲げる従業員数以下であれば支援対象となります。また、免税事業者も支援対象です。

参考①

補助金の申請者の要件 (A型、B型共通)

中小企業支援法に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、その他中小企業庁長官が認める者のうち、以下の(1)～(7)を満たす者が本事業の申請者となります。

- (1) レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行う事業者、又は、電子的受発注システムを使用して軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行う事業者であること
- (2) 財産処分制限期間*の間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること
- (3) 導入・改修した補助対象機器等に関する使用状況等について軽減税率対策補助金事務局が行う調査に協力できること
- (4) 日本国内で事業を行う個人または法人であること
- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」および「接客業務受託営業」を営む者でないこと(ただし、中小企業庁長官が認める者を除く)
- (6) 補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること
- (7) 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと

*財産処分制限期間とは、取得単価50万円以上の物品、一契約あたり50万円以上の役務による取引財産等について、取得から耐用年数の間、目的外の使用、他者への譲渡、債務の担保とすることができない期間です(パーソナルコンピュータの耐用年数4年、その他の電子計算機の耐用年数5年、ソフトウェアの耐用年数5年)。ただし、取得財産の単位が50万円未満でも汎用端末(タブレット・スマートフォン等の補助率1/2のもの)の場合、財産処分制限期間は2年とします。

参考②

本事業における中小企業・小規模事業者等の定義(A型、B型共通)

本事業における中小企業・小規模事業者等とは、以下のとおりです。

対象業種・類型等	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金額・出資総額	従業員数
1. 中小企業支援法第2条第1項第1号～第2号の3に規定される中小企業者		
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
2. 中小企業支援法第2条第1項第3号(中小企業支援法施行令第1条)に規定される中小企業者		
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
3. 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体		
事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商工組合連合会		
4. 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記1及び2の中小企業者(中小企業支援法第2条第1項第5号に規定される中小企業者)		
5. 特定非営利活動法人	—	50人以下
6. 社会福祉法人	—	50人以下
7. 消費生活協同組合	5千万円以下	50人以下
8. 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所		
9. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会		
10. その他中小企業庁長官が認める者		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を持たない団体で飲食料品を継続的に事業として販売している団体等 ・風営適正化法の許可を受けた宿泊業(旅館、ホテルに限る)であって風営適正化法の適用外の事業で複数税率対応レジの導入や改修、受発注システムの改修等の必要がある者 		

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者(「みなし大企業」という)は補助対象外となります。

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業※が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業※が所有している中小企業者
- (3) 大企業※の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

※次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ① 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ② 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

個人事業主も支援対象です

中小企業支援法上の中小企業に該当する個人事業主も補助金制度の対象となります。

軽減税率対策補助金のポイント②

レジの導入等支援

複数税率対応レジの導入等に対して補助が受けられます。

飲食料品の小売などを営む事業者の方で、日々の売上げをレジで記録・管理している場合、軽減税率制度の実施後もレジに同様の機能を持たせるためには、複数税率対応レジへの買替えや改修が必要となることがあります。

原則として補助率は費用の2/3ですが、レジ1台のみと付属機器等を導入した場合で、その合計額が3万円未満の場合は補助率3/4、タブレット等の汎用端末は補助率1/2です。

■補助対象のレジ、申請区分

現在使用しているレジの種類を確認しましょう。A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計4種類の申請区分に分かれます。

●レジの種類と特徴

メカレジ



POS機能のないレジで、ガチャレジ等ともいいます。シンプルで手動による操作を行うものやインターネットに接続して売上集計管理を行うもの等、様々な種類があります。キャッシュドロアやレシート印刷が出来る機能がついているものが一般的です。

モバイルPOSレジ



レジ機能サービスをタブレット等の汎用端末と付属機器を組み合わせることでPOSレジとしたものです。レジを置くスペースを取らないことも大きなメリットで、周辺機器との通信機能を有するので、持ち運びも可能でお客様のテーブルで注文を請けたり、会計したりできます。

POSレジ



バーコードから販売時点で商品情報を読み取り、記録されたデータを分析して売れ筋を把握するなどのPOS機能を持つレジです。性別や年齢等顧客の様々な情報を組み合わせてより詳細な分析をしたり、在庫状況や商品発注などを一元的に管理したりすることが出来ます。

●申請区分

A-1型 レジ・導入型 複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型 レジ・改修型 複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型 モバイルPOSレジシステム 複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスを汎用端末（タブレット、PC、スマートフォン）とレシートプリンタを含む付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

A-4型 POSレジシステム POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

■レジ導入支援等の概要

代理申請協力店などによる申請サポートも行っています。

●補助金制度の概要

概要	中小企業・小規模事業者の方がレジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、複数税率に対応するレジの新規導入(入替)や複数税率対応のための既存レジの改修をする場合に、その経費の一部を補助する制度です。 (レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます)
補助率	導入・改修費用：原則2/3 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：3/4 タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合等は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	●レジ本体 ●レジ付属機器 (レシートプリンタ・キャッシュドローア・バーコードリーダー・クレジットカード決済端末・カスタマーディスプレイ等) ●機器設置に要する経費 (運搬費を含む) ●商品マスタの設定費用 ※具体的な対象機種等は、補助金事務局ホームページで公表しています。また、リースの場合も対象です。
申請手続き	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表されている一部のメーカー、販売店、ベンダーなど、代理申請協力店などによる申請(代理申請)が可能です。 (A-4型は代理申請必須)
申請のタイミング	機器を導入または改修して全ての支払いが完了した後、速やかに申請(申請は随時受付を行っています)

●補助金申請の対象・受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(2019年3月29日)

この期間に導入・改修し、
支払いが完了したレジ等が対象です!

2019年9月30日

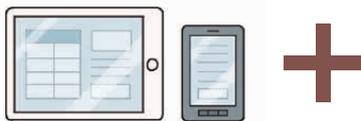
補助金の申請受付期限は2019年12月16日(消印有効)です。

参考③

タブレット・PC・スマートフォンを活用したレジシステム

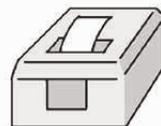
タブレット、PC、スマートフォンと付属機器を組み合わせ、複数税率対応のレジとして利用

●レジの種類と特徴



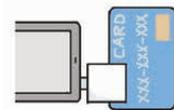
タブレット、PC、スマートフォン

補助率 1/2



レシート
プリンタ

※レシートプリンタの導入は必須です。



クレジットカード決済端末
電子マネーリーダー



キャッシュ
ドローア



バーコード
リーダー等

補助率 2/3

＜軽減税率対策補助金事務局＞ TEL : 0570-081-222 URL : kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

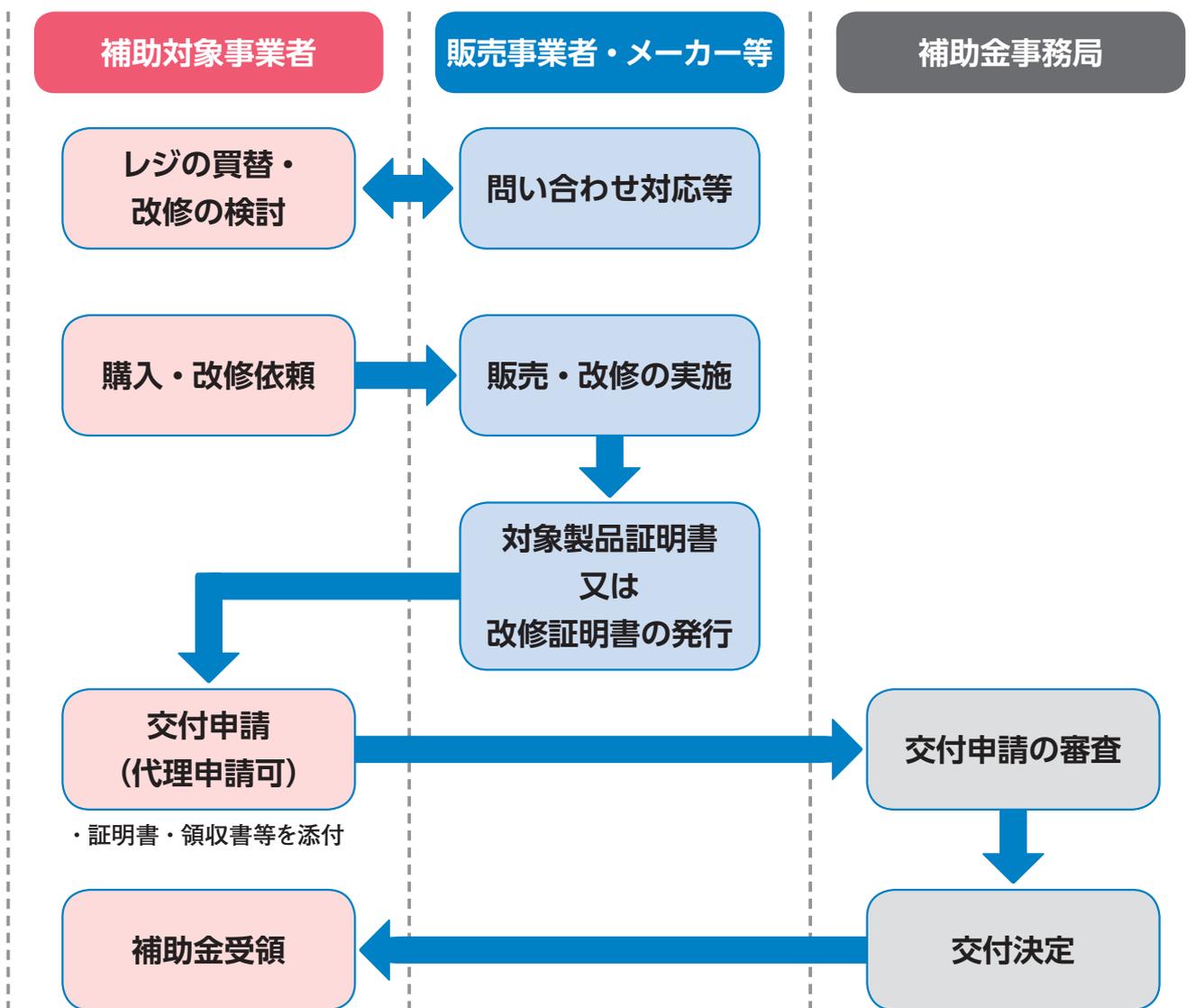
軽減税率対策補助金の

ポイント③ レジ導入等に係る申請の流れ

レジ導入等に係る補助金申請は、レジの購入等の後に行います。メーカーや販売店、ベンダーなどの代理申請も可能です。

■補助金を活用したレジ導入・レジ改修の流れ

補助金交付申請受付期間は、2016年4月1日～2019年12月16日（消印有効）です。ただし、2019年9月30日までにレジの導入・改修し支払いが完了する必要があります。レジの導入又は改修完了後、代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



軽減税率対策補助金の ポイント④

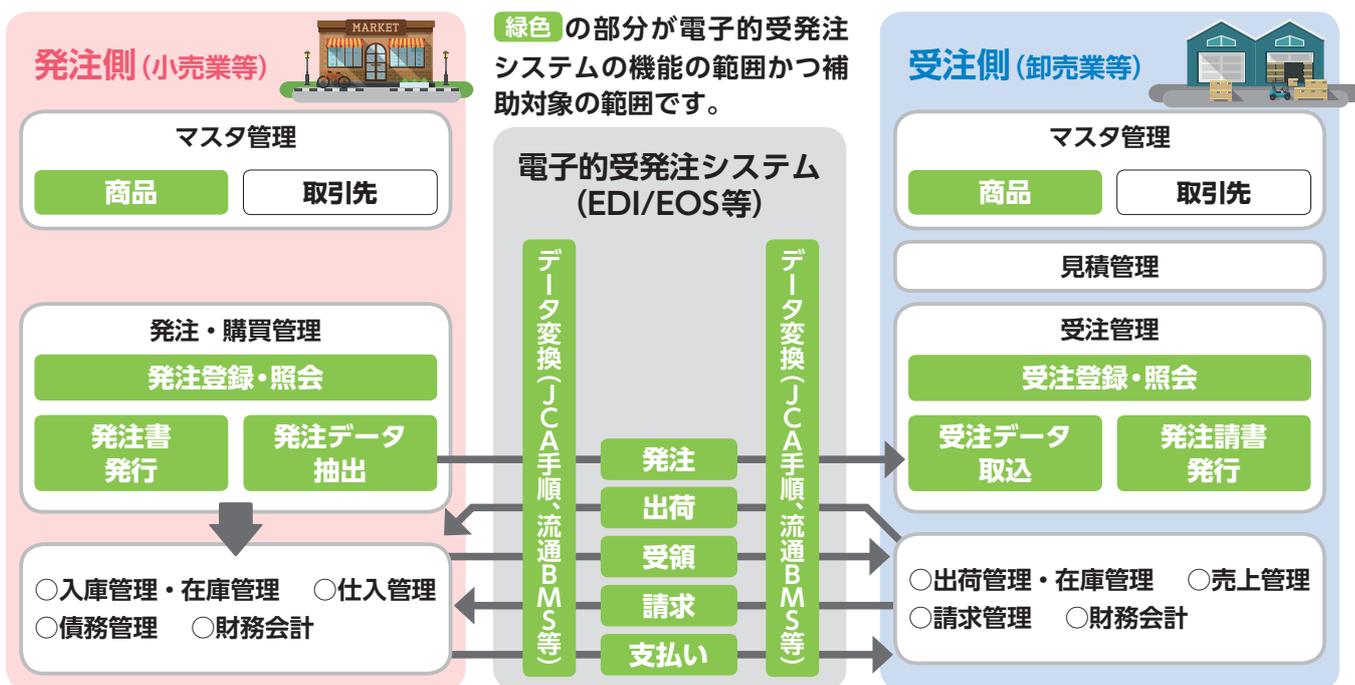
受発注システムの改修等支援

電子的受発注システムの複数税率対応の 改修等について補助が受けられます。

補助額上限は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

原則として既に電子的受発注システムを利用している事業者が対象です。

■補助対象となる電子的受発注システムのイメージ



※メールを介してデータを送付するだけの方式やFAXやメール等でイメージ化されたファイルのみを送受信している場合は電子的受発注システムを利用していることにはなりません。

■申請区分

指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身でパッケージ製品・サービスを購入・導入するかで2種類の申請区分に分かれます。

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型 システムベンダー等に発注して、受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。

B-2型

受発注システム・自己導入型 中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入・導入して受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

■ 電子的受発注システムの改修等支援の概要

補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じることとなります。

● 補助金制度の概要

概要	電子的受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となるシステムの改修・入替を支援します。
補助率	2/3
補助額上限	(小売事業者等の) 発注システムの場合：1000万円 (卸売事業者等の) 受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1000万円
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ● 現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替 ● 電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 <p>※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象となります。</p> <p>※リースの場合も対象です。</p>
申請支援等	専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、「代理申請」を行います。 ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合（B-2型）は申請者自身による申請
申請のタイミング	<u>交付申請は、システム改修・入替前（随時受付を行っています）</u> ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合（B-2型）は導入後に申請

ここに
注意！

交付決定前に、契約または作業着手をした場合は補助対象になりませんのでご注意ください！

補助金の申請は、

- ① システム改修等に着手する前の「交付申請」（2019.6.28まで）
 - ② 改修等が完了した後の「事業完了報告」（2019.12.16まで）
- の2段階に分かれています

受発注の商品管理や会計システムなどが一体となったパッケージソフトやサービスを自ら導入される場合は自身で申請することになりますので、補助金事務局のホームページで手続きを確認の上申請してください。



● 補助金申請の対象・受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(2016年3月29日)

2019年6月28日

2019年9月30日

2019年6月28日までに交付申請を行い（自ら購入し導入する場合（B-2型）をのぞく）、
交付決定後この期間にシステム改修・入替を完了。
事業完了報告書は2019年12月16日（消印有効）までに提出。

<軽減税率対策補助金事務局> TEL：0570-081-222 URL：kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

軽減税率対策補助金の

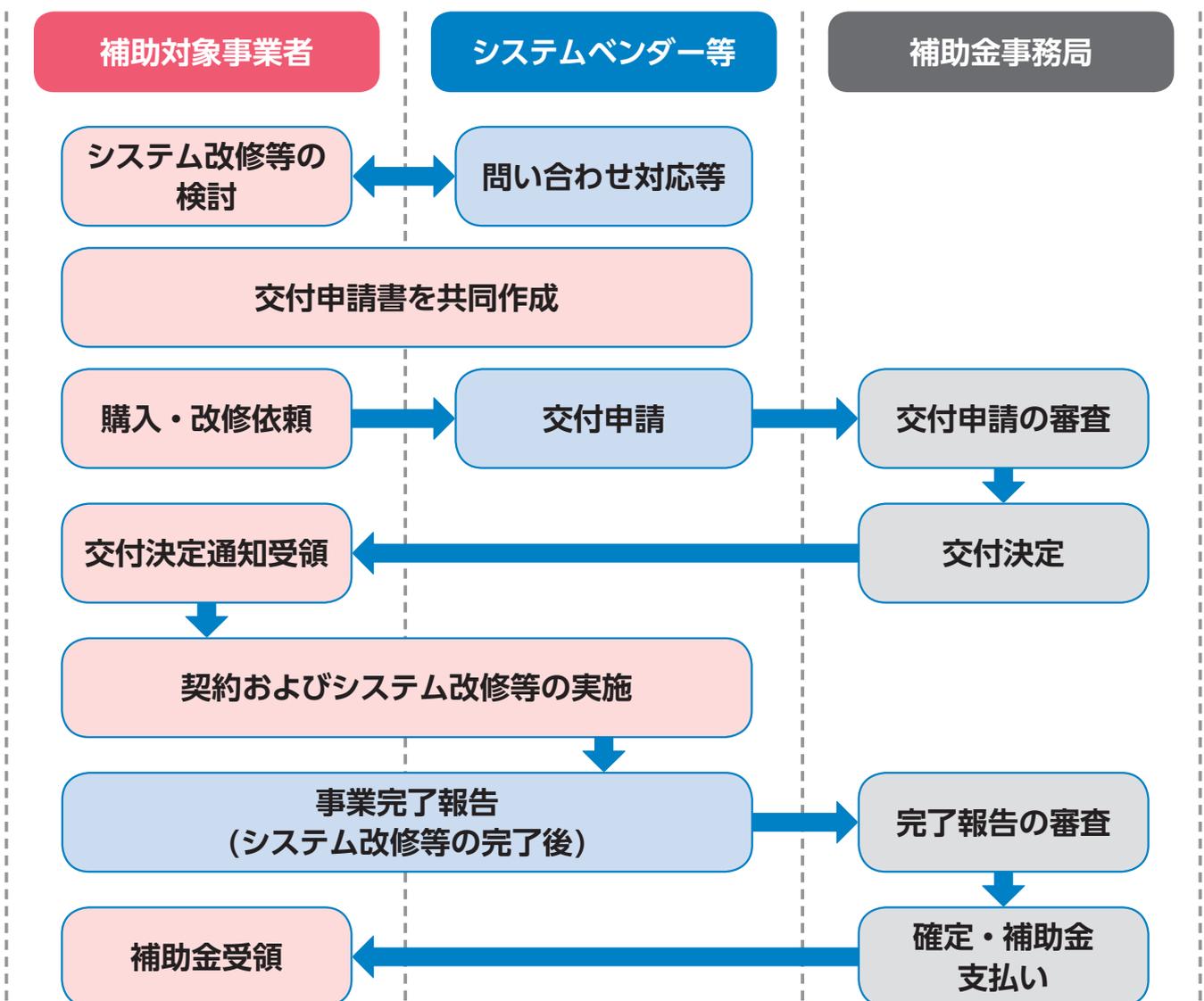
ポイント⑤ 受発注システム改修等申請の流れ

専門知識を必要とするため、指定事業者による代理申請制度を導入します。事業者に代わってシステムベンダー等が申請します。

■補助金を活用した受発注システム改修・入替の流れ

受発注システムの改修・入替にかかる補助金申請は、改修・入替に着手する前の「交付申請」、改修・入替が完了した後の「事業完了報告」が必要です。

ただし、パッケージ製品等を事業者自ら購入する場合は、導入後に事業者自身で申請します。



軽減税率対策補助金事務局 ／その他の支援策

■軽減税率対策補助金事務局ホームページのご案内

補助金申請に係る手続き等については、必ず「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご確認ください。



- 補助金の申請に必要な交付申請書がダウンロードできます。
- 申請に必要な書類をわかりやすく説明している申請書ダウンロード早わかりコンテンツ
- 申請タイプごとに以下のリストを公表しています。
 - ・A-1、A-3、A-4型の型番リスト
 - ・B-1型の指定事業者登録リスト
 - ・B-2型のパッケージ製品・サービスリスト
- 代理申請協力店リスト
- 指定リース事業者リスト
- 補助金申請に係るよくあるご質問を掲載しています。

軽減税率対策補助金事務局
ホームページアドレス

<http://kzt-hojo.jp/>

※内容は随時更新されます。

軽減税率対策補助金事務局
コールセンター

お問い合わせ **申請者専用回線**

0570-081-222

(通話料がかかります)

IP電話等からのお問い合わせ先

03-6627-1317

(通話料がかかります)

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝日除く)

■ 軽減税率制度の実施で活用したい主な制度

中小事業者が知っておきたい様々な税制措置や融資制度があります。軽減税率制度の実施に合わせて活用を検討しましょう。

制度の名称	対象者	制度の内容
少額減価償却資産の損金算入の特例	青色申告書を提出する 中小企業者等 (従業員1,000人超を除く)	30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を経費として算入することができます。(合計300万円まで)
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	アドバイス機関から指導・助言等を受けた、青色申告書を提出する 中小企業者等	経営改善設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。 ※経営改善設備とは、商工会議所等からの経営改善に関する指導及び助言に基づき取得する、一定の器具備品(パソコン、レジ等)・建物附属設備を指します。
中小企業投資促進税制	青色申告書を提出する 中小企業者等	一定のソフトウェア等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。
中小企業経営強化税制	中小企業等経営強化法の認定を受けた、青色申告書を提出する 中小企業者等	経営力向上設備を取得した場合、即時償却又は10%の税額控除が適用できます。 ※本税制の対象となる経営力向上設備とは、中小企業等経営強化法により認定を受けた経営力向上計画に記載された、一定の器具備品(パソコン、レジ等)・ソフトウェア等を指します。
固定資産税の特例	中小企業等経営強化法の認定を受けた、 中小企業者等	経営力向上設備を取得した場合、当該設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、2分の1に軽減します。 ※本税制の対象となる経営力向上設備とは、中小企業等経営強化法により認定を受けた経営力向上計画に記載された、一定の器具備品(パソコン、レジ等)等を指します。

※ 税制措置の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>



軽減税率対策補助金 ワンポイントレッスン

軽減税率対策補助金事務局ホームページより
抜粋しています。

みなさんの疑問に
お答えします!



よくあるご質問

Q 購入ではなくリースの場合は、補助対象となりますか。



リース（ファイナンスリースに限る）によるレジの導入や受発注システムの改修・入替も補助対象となります。

リースの場合は、「指定リース事業者」として指定されているリース事業者との共同申請が必須となります。

指定リース事業者一覧は、本制度の事務局

ホームページでご確認ください。

また、リース契約日及びリース開始日が補助対象期間内（2016年3月29日から2019年9月30日まで）であることが必要です。

なお、リースの場合、補助金は指定リース事業者に振り込まれます。

Q 指定リース事業者を紹介していただくことはできますか。



本制度では、リース事業者を指定登録していますが、指定リース事業者の紹介や斡旋は行っておりません。

本制度の事務局ホームページに掲載している指定リース事業者一覧をご覧ください。お近くのリース事業者にご相談いただくか、お取引先からリース事業者へご相談ください。

また、リース契約の内容や補助金を事業者の

方へ還元する方法はリース事業者毎に異なり、リース契約締結の判断についても各社の基準等にゆだねられております。

このため、指定リース事業者であっても、必ずしもリース契約が利用できるわけではありませんのでご注意ください。

なお、指定リース事業者一覧は随時登録、更新されています。

Q 農家を営んでいます、申請できますか。



軽減税率対象商品を継続的に販売している個人事業主や農業法人、農事組合法人は、補助の対象となります。

Q 法人ではなく、個人事業主ですが、補助の対象になりますか。



A



個人事業主は、補助の対象になります。

Q

新規開業による導入は対象となりますか。



A



開業後、レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入または改修する必要のある事業者であれば、補助対象となります。申請の際、軽減税率対象商品(飲食料品等)が記

載された仕入納品書、又は仕入請求書を添付いただくこととなりますが複数税率対応レジ導入・改修後に継続的に軽減税率対象商品(飲食料品等)を継続的に販売していることわかる売上実績等の事実確認をさせていただく場合がございます。

Q

本事業における申請者の要件である「軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために、複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者であること。」について、具体的に教えてください。



A



「軽減税率対象商品①」を将来にわたり「継続的に販売する②」ために「複数税率対応レジを導入または改修する必要のある③」「事業者④」が対象です。
上記①～④の用語については次のとおりです。
① 飲食料品(酒類・外食サービスを除く)及び週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)

② 日頃からレジを使用していること(一時的な販売や短期間の販売のレジの使用は該当しません)
③ 消費税軽減税率制度の実施に伴い、商品の販売時に複数の消費税率(標準税率10%と軽減税率8%)を区分して記載された請求書・領収書(レシート)を発行する必要のある方
④ 中小企業者(小売業の場合:資本金5千万円以下または従業員数50人以下の事業者)

Q

中古品のレジ購入は補助対象となりますか。



A



中古(*1)の機器等を導入する場合は、改修要として事務局に登録済みの機器を、改修完了後に、事務局に登録された中古販売事業者から導入した場合に限ります。
なお、本体機器と一体で購入した中古の付属機器も対象となります。

また、中古の機器については、「A-1 レジ・導入型」または「A-4 POSレジシステム(導入型)」のいずれかで補助金申請することとなります。
*1 一度使用された物品、若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたもの

申請のポイント

補助対象期間及び補助金交付申請受付期間について (A型及びB-2型)

補助対象期間

2016年3月29日～2019年9月30日

※導入完了日(設置日)が対象期間内であっても、レジの購入日が2016年3月28日以前である場合は補助対象外となります。

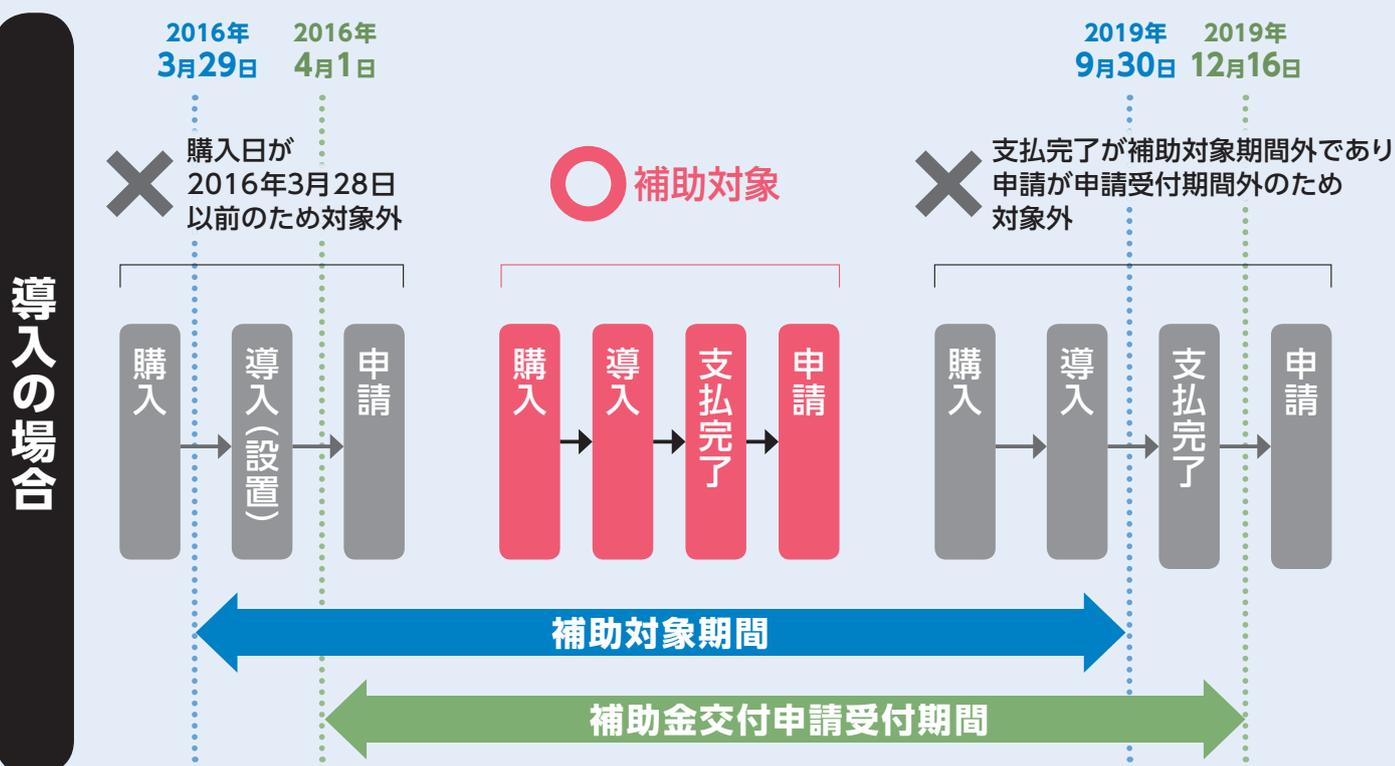
※リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が対象期間内である必要があります。

補助金交付申請受付期間

2016年4月1日～2019年12月16日(消印有効)

※導入及び改修完了後、これに係る代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。

※リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



申請書の記入でよくある間違い

A型 交付申請書の記入漏れ等の不備

1 申請者種別が複数チェックされている

- ・「法人」、「団体等」、「個人事業主」のいずれか1つのみにチェックしてください。
- ※団体等の場合で法人番号があるときは、法人番号をご記入ください。

「法人番号」の記入ミス

- ・法人番号は、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）により12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字（チェックデジット）の数字のみで構成される13桁の番号になります。
- ※法人登記記録の一部である「会社法人等番号」（12桁）ではありませんので、ご注意ください。

(参考) 法人番号検索

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

2 「資本金」に記入がない

- ・資本金(出資金)をご記入ください。
- ※法人の場合は記入必須。
- ※個人事業主の場合は記入不要。

3 「従業員数」に記入がない

- ・従業員数をご記入ください。
- ※個人事業主の場合も記入必須。
- ※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。

4 「主たる業種」が複数チェックされている

- ・複数業種がある場合は、直近1年度分の売上高が一番高い業種1つのみにチェックしてください。

「主たる事業内容」に記入がない

- ・主たる事業の内容をご記入ください。

【交付申請書 1/3ページ目 (A-1型レジ・導入型) 例】

どちらか選 レジ1台のみの導入 → 交付申請書 3/3A を記入してください。
 レジ複数台の導入 → 交付申請書 3/3B、3/3B-別紙1 (該当する場合 3/3B-別紙2) を記入してください。

過去に本補助金A型において申請したことがある。

申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。
 申請内容に偽りがあることが判明し、補助金の返還、加算金の納付等を求められた場合には、これに従います。

作成日 西暦20●●年●●月●●日

1 申請者名 (中小企業者等) フリガナ ユウゲンガイシャフクスウセイリツショウテン
 事業者名(原号) 有限会社複数税率商店

代表者 フリガナ フクスウ フリガナ タロウ
 氏 複数 氏 太郎

申請者の種別 法人 法人番号 0123456789123
 団体等
 個人事業主

申請内容に偽りがある場合、補助金を返還し、加算金を納付することを理解しています
 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者です

担当者名 所属 総務部 氏名 氏 セイリツ ハシメ
 氏 税率 名 一

担当者連絡先 固定 03 - 2222 - ×××× 携帯

2 資本金(出資金) 1,000 万円 3 従業員数 20 人

4 主たる事業内容 (スーパーマーケット)

5 直近1年度分の売上高 1,000万円以下 1,000万円超～5,000万円以下 5,000万円超～1億円以下 1億円超～10億円以下 10億円超

5 「みなし大企業に該当しない」にチェックがない

- ・以下のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業)は申請できません。「みなし大企業」でないことを確認の上、ご申請ください。

みなし大企業とは

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

⚠ 「申請内容に偽りがある場合、補助金を返還し、加算金を納付することを理解しています」にチェックがない

「申請内容に偽りがある場合、補助金を返還し、加算金を納付することを理解しています」にチェックを入れてください。

⚠ 「軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者です」にチェックがない

「軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者です」に該当する場合はチェックを入れてください。

事業者のみなさんからのよくある質問は軽減税率対策事務局のホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。



付録

軽減税率対策補助金 申請に必要な書類の ご紹介

- A型 交付申請の流れ →35ページ
- [A-1型] レジ・導入型 →36ページ
- [A-2型] レジ・改修型 →40ページ
- [A-3型] モバイルPOSレジシステム →43ページ
- [A-4型] POSレジシステム 導入型 →47ページ
- [A-4型] POSレジシステム 改修型 →51ページ
- [B-1型] 受発注システム・指定事業者改修型 →56ページ
- [B-2型] 受発注システム・自己導入型 →60ページ
- リース申請について →64ページ

書類の見本について

指定 ……指定の書式のある書類です。

原本 ……原本を提出する書類です。

コピー ……コピーを提出する書類です。

任意様式 ……様式に指定のない書類です。

必要書類や書類の書き方等は、2018年1月18日現在の情報です。

最新情報は軽減税率対策補助金のホームページをご確認ください。 <http://kzt-hojo.jp>

A型 交付申請の流れ

申請者(中小企業・小規模事業者等)は、事務局ホームページ(<http://kzt-hojo.jp>)より申請様式をダウンロードし、必要事項を記入して、書類を作成の上、全ての申請書類を事務局宛にご郵送ください。

※申請は、必ず補助事業の完了後におこなってください。また、導入・改修完了後、支払いを済ませた上で、すみやかに事務局宛に送付してください。

公募要領の確認

●公募要領の内容を確認してください。

<http://kzt-hojo.jp/applicant/about/>

※書類の不備については、受付されない可能性があるため十分留意のこと。

申請書類の準備

●申請に必要な書類一覧を確認してください。

【A-1型】レジ・導入型 →36ページ

【A-2型】レジ・改修型 →40ページ

【A-3型】モバイルPOSレジシステム →43ページ

【A-4型】POSレジシステム 導入型 →47ページ

【A-4型】POSレジシステム 改修型 →51ページ

申請書の作成

●申請の手引きを参考に申請書を記入してください。

<http://kzt-hojo.jp/applicant/about/>

※2018年3月1日以降、代理申請は事務局に登録された代理申請協力店に限ります。

※2018年3月1日以降、【A-4型】POSレジシステムは、代理申請又は共同申請が必須となります。

申請書類の郵送

申請受付期限
2019年12月16日
(消印有効)

●提出書類一覧を確認の上、必要書類を事務局宛に送付してください。

申請書類送付先

〒115-8691 赤羽郵便局 私書箱4号

軽減税率対策補助金事務局 申請係

※申請書類は、特定記録等の追跡が可能な形態での送付を推奨します。

※申請書類は返却しないため、写しをお手元に保管してください。

補助金の交付

A-1型の申請について

レジ・導入型

A-1型

申請に必要な書類一覧

No.	書式	原本/コピー	書類名称	備考
《必ず提出が必要な書類》				
1	指定	原本	軽減税率対策補助金（A-1型レジ・導入型）交付申請書	
2	指定	原本	対象製品証明書（レジ・導入型）	
3	自由	コピー	レジ購入時の領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
4	自由	コピー	飲食料品等を記載した仕入請求書（または仕入納品書） *2	※主たる事業内容が飲食店等である場合は「飲食店等での軽減税率対象商品の取扱いの申告書（事務局指定）」を追加で添付してください。
5	自由	コピー	振込口座が確認できる通帳等	※口座名義は申請者と同一者であること。 ※リースの場合は不要です。
《申請者が個人事業主または法人格を持たない団体等の場合（法人の場合は不要）》				
6	自由	コピー	個人事業主の本人確認書類	※法人格を持たない団体等の場合は、責任者の本人確認書類を添付してください。
《申請者が法人格を持たない団体等の場合（個人事業主、法人の場合は不要）》				
7	-	コピー	団体の規約	
8	自由	コピー	構成員の名簿	※構成員の2/3以上が中小企業者であることが必要です。
9	-	コピー	決算書（または納税証明書）	※直近2期分を提出すること。
10	自由	原本	誓約書	※責任者が、本補助金に関する全ての責任を負う旨、誓約していただきます。
11	自由	-	店舗の写真（常設販売状況）	
《申請者が風営適正化法の許可を受けた（届出を提出した）宿泊業（旅館、ホテルに限る）であって風営適正化法の適用外の事業で複数税率対応レジの導入や改修の必要がある事業者の場合》				
12	-	コピー	風営適正化法の営業許可証	
13	自由	原本	風営適正化法の適用外の事業のみでレジ使用する説明書	
14	自由	コピー	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の図面等	
15	自由	-	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の写真	
《6台以上の補助対象機器を申請する場合》				
16	自由	-	機器設置写真	※設置した台数分提出。
《付属機器に係る費用を申請する場合》				
17	自由	コピー	付属機器購入時の領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
《設置に要する経費（運搬費、商品マスタ設定に係る費用も含む）を申請する場合》				
18	自由	コピー	設置に要する経費が確認できる領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
《リース契約の場合（共同申請）》				
19	指定	原本	【共通別紙】リース料金の算定根拠明細書	
20	自由	コピー	リース契約書	
21	自由	コピー	リース対象機器の見積書	※契約前に販売事業者が申請者に交付したもの。※費用の明細等がわかるもの。

- *1 申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート（領収書）をご用意ください。レシート（領収書）が1枚にまとめて記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にマーカーを引いてください。また、リースの場合は不要です。
- *2 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者であることを確認します。審査の過程で、必要に応じてレジを使用した販売実績等の追加書類の提出を求める場合があります。
- ※その他、提出書類で確認できない事項等があった場合、追加で書類を求める場合があります。
- ※中古の機器等を導入した場合は、「中古」と記載された対象製品証明書を添付してください。

記入が必要な申請書類

レジの導入の有無

レジの導入の台数・店舗数

導入した

1台のみ

交付申請書= 1/3、2/3、3/3A、
共通別紙（リースの場合）

複数台

交付申請書= 1/3、2/3、3/3B、3/3B-別紙1、
共通別紙（リースの場合）

複数店舗

交付申請書= 1/3、2/3、3/3B、3/3B-別紙1、
3/3B-別紙2、共通別紙（リースの場合）

必ず提出が必要な書類

1 A-1型レジ・導入型交付申請書 (1台のみ申請する場合)(1/3) 指定 原本

A-1 レジ・導入型		軽減税率対策補助金 交付申請書		1/3
どちらか <input checked="" type="checkbox"/> レジ1台のみの導入 → 交付申請書 3/3A を記入してください。 <input type="checkbox"/> レジ複数台の導入 → 交付申請書 3/3B、3/3B-別紙1 (該当する場合 3/3B-別紙2) を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 過去に本補助金A型において申請したことがある。				
申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。 申請内容に誤りがあることが判明し、補助金の返還、加算金の納付等を求められた場合には、これに従います。 作成日 西暦20 〇〇 年 〇 月 〇 日				
1 申請する中小企業者の情報				
申請者名 (中小企業者等)	フリガナ ユウゲンカイシャフククスウゼイリツショウテン	事業者名(屋号) 有限会社複数税率商店	フリガナ 代表取締役社長 株式会社 複数	フリガナ タロウ 太郎
申請者の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人番号 0123456789123	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主	
申請者の所在地	フリガナ トウキョウト 千代田	〒100-0005 東京都千代田市	フリガナ マルノウチ	丸の内△-△-△
担当者名	所属 総務部	フリガナ 氏名 ゼイリツ 税率	フリガナ 氏名 ハジメ 一	
担当者連絡先	固定 03-2222-XXXX	携帯		
中小企業者であることの選定	<input checked="" type="checkbox"/> 資本金(総額) 1,000 万円 <input checked="" type="checkbox"/> 主たる業種 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業 <input checked="" type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> その他() 主たる事業内容 (スーパーマーケット)	従業員数 20 人		
直近1年度分の売上高 <input type="checkbox"/> 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超～5,000万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 5,000万円超～1億円以下 <input type="checkbox"/> 1億円超～10億円以下 <input type="checkbox"/> 10億円超				
代理申請または共同申請の場合のみ、以下の内容を記入してください。代理申請者または共同申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。				
2 代理申請者または共同申請者の情報				
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 代理申請者	代理申請店番号	X X X X X	
代理申請者または共同申請者	フリガナ ケイデンゼイリツカブシキカイシャ	事業者名(屋号) 軽減税率株式会社	フリガナ 代表取締役社長 株式会社 補助	フリガナ タロウ 太郎
代理申請者または共同申請者の所在地	フリガナ トウキョウト 中央	〒100-000X 東京都中央市	フリガナ ツキジ	ダイイチ
担当者名	所属 営業部	フリガナ 氏名 ダイイチ 代理	フリガナ 氏名 ジョウイチ 順一	
担当者連絡先	固定 03-0000-XXXX	携帯		
事務局使用欄(申請者は記入不要)				

交付申請書 (2/3)

A-1 レジ・導入型		軽減税率対策補助金 交付申請書		2/3
0003 税率銀行 011 複ヶ聞支店 0123456				
ユウゲンカイシャ フククスウゼイリツショウテン				
3 レジの導入状況				
レジの導入台数	50,000 円	レジの導入店舗数	35,000 円	
レジの導入店舗数	85,000 円	レジの導入店舗数	31,000 円	
レジの導入店舗数	31,000 円	レジの導入店舗数	56,666 円	
レジの導入店舗数	85,000 円	レジの導入店舗数	20,666 円	
レジの導入店舗数	31,000 円	レジの導入店舗数	77,332 円	

交付申請書 (3/3 A)

2 対象製品証明書 (レジ・導入型) 指定 原本

軽減税率対策補助金

対象製品証明書 (レジ・導入型)

《指定メーカー名》

株式会社 ○×商事

1.製品名	○×レジスター
2.対象製品型番	REGI-REGI
3.シリアル番号	RE0123456

(免責事項等)

- 本対象製品証明書は、複数税率対応レジであることを証する書類です。
- 本対象製品証明書は、軽減税率対策補助金の申請にのみ必要となる書類です。
- 軽減税率対策補助金の申請期間内のみ有効です。

■申請者記入欄

〈複数台のレジをまとめて申請する場合〉
 複数ある対象製品証明書にから順に付番して下さい。
 (申請書を記入する際に必要になります。)

対象製品証明書 枚目

3 レジ購入時の領収書等費用明細 コピー

中小小売株式会社 御中 発行日 平成28年3月4日

領収書

商品名	型番	単価	数量	金額(税込)
レジ本体	RJ-001-W	¥54,000	1	¥58,320
レシートプリンタ	RJ-PRN-001	¥12,000	1	¥12,960
バーコードリーダー	RJ-BCR-001	¥8,000	1	¥8,640
キャッシュドリア	RJ-CDR-001	¥15,000	1	¥16,200
設置導入費		¥10,000	1	¥10,800
合計				¥106,920

平成28年3月4日 受領いたしました。

株式会社レジ販売 印 印紙

4 飲食料品等を記載した仕入請求書 コピー

請 求 書

2016年4月15日 発行

〒104-0042 東京都中央区入船1-3-109
 カフェ&ランチボックスREJI 御中

〒000-0000 東京都中央区築地0-00-000
 株式会社 露岐販 御中
 〒03-0000-0000
 FAX:03-0000-0000

得意コード: 00285 販売銀行 令治銀行(株) (課) 1234567

品名	数量	単価	金額	税別	税額	計	
24,569	0	24,569	34,050	2,764		37,314	
2016-4-1	63	お弁当等	パンケーキ (小・中)	50	10	1,200	12,500
			業務用レール(大)	1	3	4,500	13,500
2016-4-2	64	業務用ミルクボーション		100	1	500	500
			業務用レール	100	2	1,200	2,580
			牛乳	1	10	198	1,980
2016-4-9	65	お弁当等	オサダクロ	100	5	698	3,490

5 振込口座が確認できる通帳等 コピー

総合口座

おなほま
 カブシキガイシャケイケン サマ

科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
普通預金	円	円	000	普通預金 1234567
定期預金	円	円		定期預金

株式会社 令治銀行 印

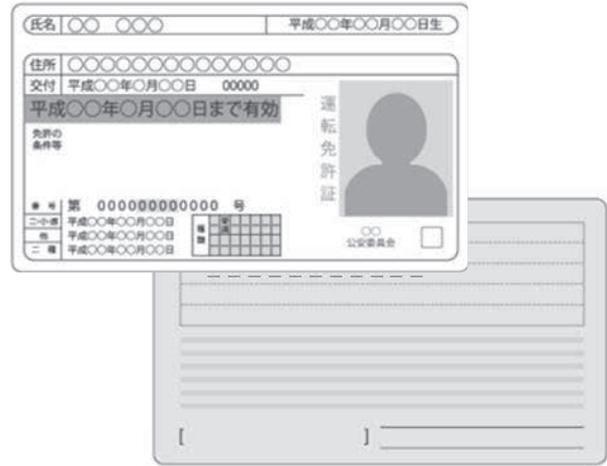
【銀行コード: 4321】
 口座店名 露ヶ岐支店
 TEL. 03-0000-0000

■ 個人事業主または法人格を持たない団体等の場合は、6を追加します

6 個人事業主の本人確認書類 (コピー)



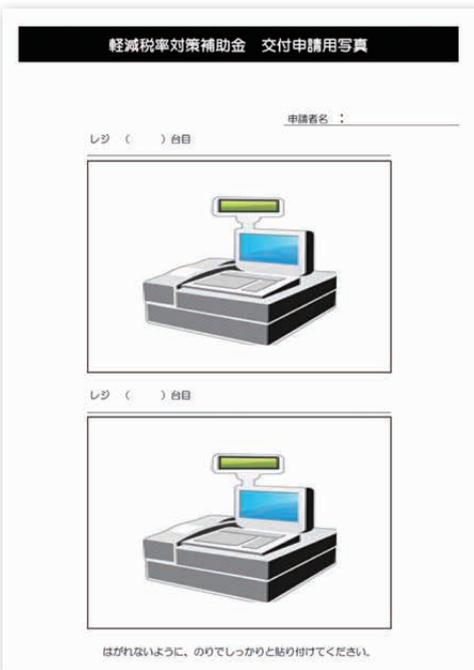
パスポート



運転免許証

■ 6台以上のレジを導入する場合は、16を追加します

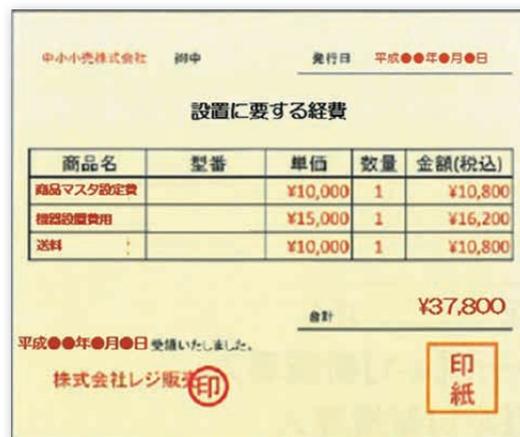
16 機器設置写真



写真貼付用台紙

■ 設置に要する経費(運搬費、商品マスタ設定費)を申請する場合は、18を追加します

18 経費が確認できる領収書等の費用明細 (コピー)



A-2型の申請について

レジ・改修型

A-2型

申請に必要な書類一覧

No.	書式	原本/コピー	書類名称	備考
《必ず提出が必要な書類》				
1	指定	原本	軽減税率対策補助金（A-2型レジ・改修型）交付申請書	
2	指定	原本	改修証明書	
3	自由	コピー	レジ改修時（改修に要する経費及び商品マスタ設定費含む）の領収書等の費用明細 *1 ※商品マスタ設定のみでの申請不可	
4	自由	原本	税率の区分記載が確認できるレシート（領収書）のサンプル	※複数税率対応していることがわかるもの。
5	自由	コピー	飲食料品等を記載した仕入請求書（または仕入納品書） *2	※主たる事業内容が飲食店等である場合は「飲食店等での軽減税率対象商品の取扱いの申告書（事務局指定）」を追加で添付してください。
6	自由	コピー	振込口座が確認できる通帳等	※口座名義は申請者と同一者であること。
《申請者が個人事業主または法人格を持たない団体等の場合（法人の場合は不要）》				
7	自由	コピー	個人事業主の本人確認書類	※法人格を持たない団体等の場合は、責任者の本人確認書類を添付してください。
《申請者が法人格を持たない団体等の場合（個人事業主、法人の場合は不要）》				
8	-	コピー	団体の規約	
9	自由	コピー	構成員の名簿	※構成員の2/3以上が中小企業者であることが必要です。
10	-	コピー	決算書（または納税証明書）	※直近2期分を提出すること。
11	自由	原本	誓約書	※責任者が、本補助金に関する全ての責任を負う旨、誓約していただきます。
12	自由	-	店舗の写真（常設販売状況）	
《申請者が風営適正化法の許可を受けた（届出を提出した）宿泊業（旅館、ホテルに限る）であって風営適正化法の適用外の事業で複数税率対応レジの導入や改修の必要がある事業者の場合》				
13	-	コピー	風営適正化法の営業許可証	
14	自由	原本	風営適正化法の適用外の事業のみでレジ使用する説明書	
15	自由	コピー	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の図面等	
16	自由	-	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の写真	

*1 申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート（領収書）をご用意ください。レシート（領収書）が1枚にまとまって記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にマーカーを引いてください。
 *2 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要がある事業者であることを確認します。審査の過程で、必要に応じてレジを使用した販売実績等の追加書類の提出を求める場合があります。
 ※その他、提出書類で確認できない事項等があった場合、追加で書類を求める場合があります。

記入が必要な申請書類

レジの改修台数

設置店舗数

1台のみ

1店舗のみ

交付申請書= 1/3、2/3、3/3A

複数台

1店舗のみ

交付申請書= 1/3、2/3、3/3B、3/3B - 別紙1

複数店舗

交付申請書= 1/3、2/3、3/3B、3/3B - 別紙1
（店舗ごとに用紙を分けて記入）

A-3型の申請について

モバイルPOSレジシステム

A-3型

申請に必要な書類一覧

No.	書式	原本/コピー	書類名称	備考
《必ず提出が必要な書類》				
1	指定	原本	軽減税率対策補助金（A-3モバイルPOSレジシステム）交付申請書	
2	指定	原本	対象サービス証明書又は対象パッケージ証明書	
3	自由	コピー	対象サービス・対象パッケージ・タブレット等・レシートプリンタ・付属機器購入時の領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
4	自由	コピー	飲食品等を記載した仕入請求書（または仕入納品書） *2	※主たる事業内容が飲食店等である場合は「飲食店等での軽減税率対象商品の取扱いの申告書（事務局指定）」を追加で添付してください。
5	自由	コピー	振込口座が確認できる通帳等	※口座名義は申請者と同一者であること ※リースの場合は不要です。
《申請者が個人事業主または法人格を持たない団体等の場合（法人の場合は不要）》				
6	自由	コピー	個人事業主の本人確認書類	※法人格を持たない団体等の場合は、責任者の本人確認書類を添付してください。
《申請者が法人格を持たない団体等の場合（個人事業主、法人の場合は不要）》				
7	-	コピー	団体の規約	
8	自由	コピー	構成員の名簿	※構成員の2/3以上が中小企業者であることが必要です。
9	-	コピー	決算書（または納税証明書）	※直近2期分を提出すること。
10	自由	原本	誓約書	※責任者が、本補助金に関する全ての責任を負う旨、誓約していただきます。
11	自由	-	店舗の写真（常設販売状況）	
《申請者が風営適正化法の許可を受けた（届出を提出した）宿泊業（旅館、ホテルに限る）であって風営適正化法の適用外の事業で複数税率対応レジの導入や改修の必要がある事業者の場合》				
12	-	コピー	風営適正化法の営業許可証	
13	自由	原本	風営適正化法の適用外の事業のみでレジ使用する説明書	
14	自由	コピー	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の図面等	
15	自由	-	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の写真	
《導入したモバイルPOSレジ（レシートプリンタ等）が6台以上ある場合》				
16	自由	原本	モバイルPOSレジ（レシートプリンタ含む）設置写真	※設置した台数分提出。
《申請者が別途購入したタブレット等、レシートプリンタ、付属機器を申請する場合》				
17	自由	コピー	付属機器購入時の領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
18	自由	コピー	購入した機器の販売価格が記載されたチラシ等（WEB出力可）	
《設置に要する経費（運搬費、商品マスタ設定費）を申請する場合》				
19	自由	コピー	経費が確認できる領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
《リースにより機器を導入した場合》				
20	指定	原本	【共通別紙】リース料金の算定根拠明細書	
21	自由	コピー	リース契約書	
22	自由	コピー	リース対象機器の見積書	※契約前に販売事業者が申請者に交付したものの ※費用の明細等がわかるもの

*1 申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート（領収書）をご用意ください。レシート（領収書）が1枚にまとめて記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にマーカーを引いてください。また、リースの場合は不要です。
*2 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者であることを確認します。審査の過程で、必要に応じてレジを使用した販売実績等の追加書類の提出を求められます。
※その他、提出書類で確認できない事項等があった場合、追加で書類を求める場合があります。

2 対象サービス証明書又は対象パッケージ証明書 **指定** **原本**

軽減税率対策補助金 対象パッケージ証明書 (モバイルPOSレジシステム)

証明書番号: 発行日: 平成○○年○月○日

様

パッケージ形態	
パッケージ名	
補助金額	

1. タブレット・スマートフォン (汎用端末)	①製品名	
	②金額	円
	※または使用可能な端末の制約数: あり (○台) ・なし	
2. レシートプリンタ (一体型型)	①製品名	
	②型番	
	③シリアルナンバー	
	④金額	円
3. 付属機器 (汎用端末、レシートプリンタを除く)	①金額	円
4. 納入費	①金額	円
5. 合計金額		円
6. 補助金額		円

契約(提供)期間: 平成○○年○月○日～平成○○年○月○日

(免責事項)

- 本対象サービス及び対象パッケージ証明書は、①売上げの区分経理に関する情報、②区分記帳簿を標準簿簿方式に対応した請求書の発行機能を有する、軽減税率対応モバイルPOSレジシステムであることをご証明します。
- 本対象サービス及び対象パッケージ証明書は、軽減税率対策補助金の申請(モバイルPOSレジシステムの導入)にのみ必要となる書類です。
- 軽減税率対策補助金の申請期間内のみ有効です。
- 本対象サービス及び対象パッケージ証明書は、他の補助金事業における補助対象を証する書類ではありません。

上記のサービスを契約し、提供したことを証明します。

サービスベンダー名 ●●●●●●●● 印

3 対象サービス・対象パッケージ・タブレット等・レシートプリンタ・付属機器購入時の領収書等の費用明細 **コピー**

中小小売株式会社 御中 発行日 平成28年3月4日

領収書

商品名	型番	単価	数量	金額(税込)
レジ本体	RJ-001-W	¥54,000	1	¥58,320
レシートプリンタ	RJ-PRN-001	¥12,000	1	¥12,960
バーコードリーダー	RJ-BCR-001	¥8,000	1	¥8,640
キャッシュドレ	RJ-CDR-001	¥15,000	1	¥16,200
設置導入費		¥10,000	1	¥10,800
合計				¥106,920

平成28年3月4日 受領いたしました。

株式会社レジ販売 印

印紙

4 飲食料品等を記載した仕入請求書 **コピー**

請求書

〒104-0042 東京都中央区新1-3-109 カフェ&ランチボックスRE. 御中

東京中央区東船場00-0000 株式会社 有限会社 電話:03-0000-0000 Fax:03-0000-0000

00285 商品番号 商品名 数量 単価 金額

品名	数量	単価	金額	合計	
24.569	0	24.569	34.550	2.764	37.314
2016.4.1	63	地産特産 パッケージ (100・80)	50 10 1,250	12,500	
		業務用カールソー	1 3 4,500	13,500	
2016.4.2	64	業務用カールソー	100 1 900	900	
		焼プレート	100 2 1,200	2,550	
		牛乳	1 10 198	1,800	
2016.4.9	65	業務用 ナガサキプロ	100 5 696	3,490	

5 振込口座が確認できる通帳等 **コピー**

総合口座

おなまえ カブシキガイシャケイゲン サマ

通帳種別	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
は次のとおりです。	普通預金	円	円	000	普通預金 1234567
	定期預金	円	円		定期預金

株式会社 令治銀行 印

銀行コード: 4321

口座名: 露ヶ岡支店

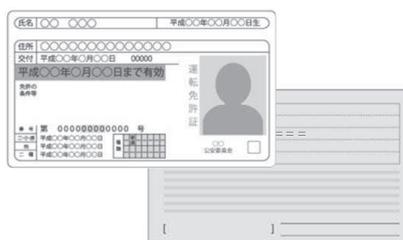
TEL: 03-0000-0000

■ 個人事業主または法人格を持たない団体等の場合は、6を追加します

6 個人事業主の本人確認書類 **コピー**



パスポート



運転免許証

■導入したモバイルPOSレジ（レシートプリンタ等）が6台以上ある場合は、16を追加します

16 モバイルPOSレジ設置写真

写真貼付用台紙

■申請者が別途購入したタブレット等、レシートプリンタ、付属機器を申請する場合は、17、18を追加します

17 付属機器購入時の領収書等の費用明細

コピー

商品名	型番	単価	数量	金額(税込)
レシートプリンタ	型番	70,000	2	140,000
計				140,000円

18 購入した機器の販売価格が記載されたチラシ等

コピー

商品名	型番	単価	数量	金額(税込)
ノートPC (black)	型番 NPC-112223-b	¥130,000	1	¥130,000
ノートPC (white)	型番 NPC-112223-w	¥130,000	1	¥130,000
デスクトップPC	型番 NPC-11245	¥95,000	1	¥95,000
プリンター	型番 pr-4567	¥68,000	1	¥68,000
タブレット	型番 ta-1234	¥48,000	1	¥48,000
タブレット	型番 ta-5678	¥69,000	1	¥69,000
スマートフォン	型番 sf-9012	¥38,000	1	¥38,000
スマートフォン	型番 sf-3456	¥38,000	1	¥38,000

■設置に要する経費（運搬費、商品マスタ設定費）を申請する場合は、19を追加します

19 経費が確認できる領収書等の費用明細

コピー

商品名	型番	単価	数量	金額(税込)
商品マスタ設定費		¥10,000	1	¥10,800
機器設置費用		¥15,000	1	¥16,200
送料		¥10,000	1	¥10,800
合計				¥37,800

A-4導入型の申請について

POSレジシステム

A-4導入型

申請に必要な書類一覧

No.	書式	原本/コピー	書類名称	備考
《必ず提出が必要な書類》				
1	指定	原本	軽減税率対策補助金 (A-4型POSレジシステム導入型) 交付申請書	
2	指定	原本	対象製品証明書 (POSレジ)、 対象製品証明書 (POSシステム)	
3	自由	コピー	レジ購入時の領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
4	自由	コピー	飲食料品等を記載した仕入請求書 (または仕入納品書) *2	※主たる事業内容が飲食店等である場合は「飲食店等での軽減税率対象商品の取扱いの申告書 (事務局指定)」を追加で添付してください。
5	自由	コピー	振込口座が確認できる通帳等	※口座名義は申請者と同一者であること。 ※リースの場合は不要です。
《申請者が個人事業主または法人格を持たない団体等の場合 (法人の場合は不要)》				
6	自由	コピー	個人事業主の本人確認書類	※法人格を持たない団体等の場合は、責任者の本人確認書類を添付してください。
《申請者が法人格を持たない団体等の場合 (個人事業主、法人の場合は不要)》				
7	-	コピー	団体の規約	
8	自由	コピー	構成員の名簿	※構成員の2/3以上が中小企業者であることが必要です。
9	-	コピー	決算書 (または納税証明書)	※直近2期分を提出すること。
10	自由	原本	誓約書	※責任者が、本補助金に関する全ての責任を負う旨、誓約していただきます。
11	自由	-	店舗の写真 (常設販売状況)	
《申請者が風営適正化法の許可を受けた (届出を提出した) 宿泊業 (旅館、ホテルに限る) であって風営適正化法の適用外の事業で複数税率対応レジの導入や改修の必要がある事業者の場合》				
12	-	コピー	風営適正化法の営業許可証	
13	自由	原本	風営適正化法の適用外の事業のみでレジ使用する説明書	
14	自由	コピー	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の図面等	
15	自由	-	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の写真	
《6台以上の補助対象機器を申請する場合》				
16	自由	-	機器設置写真	※設置した台数分提出。
《付属機器に係る費用を申請する場合》				
17	自由	コピー	付属機器購入時の領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
《設置に要する経費 (運搬費、商品マスタ設定に係る費用も含む) を申請する場合》				
18	自由	コピー	設置に要する経費が確認できる領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
《リースにより機器を導入した場合》				
19	指定	原本	【共通別紙】リース料金の算定根拠明細書	
20	自由	コピー	リース契約書	
21	自由	コピー	リース対象機器の見積書	※契約前に販売事業者が申請者に交付したものの。費用の明細等がわかるもの。

*1 申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート (領収書) をご用意ください。レシート (領収書) が1枚にまとめて記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にマーカーを引いてください。また、リースの場合は不要です。
 *2 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者であることを確認します。審査の過程で、必要に応じてレジを使用した販売実績等の追加書類の提出を求める場合があります。
 ※その他、提出書類で確認できない事項等があった場合、追加で書類を求める場合があります。
 ※中古の機器等を導入した場合は、「中古」と記載された対象製品証明書を添付してください。

記入が必要な申請書類

POSレジの
導入の有無

POSシステムの
導入の有無

導入した

導入していない

交付申請書= 1/4、2/4、3/4A、3/4A-別紙1、
3/4A-別紙2（汎用端末の場合のみ）、
4/4、共通別紙（リースの場合）

導入した

交付申請書= 1/4、2/4、3/4B、3/4B-別紙1、
3/4B-別紙2（汎用端末の場合のみ）、
4/4、共通別紙（リースの場合）

導入していない

導入した

交付申請書= 1/4、2/4、3/4B、4/4、
共通別紙（リースの場合）

必ず提出が必要な書類

1 A-4POSレジシステム導入型交付申請書 (POSレジのみを導入した場合)(1/4)

指定 原本

A-4 POSレジシステム導入型 軽減税率対策補助金 交付申請書		1/4
どちらか 選 択	<input checked="" type="checkbox"/> POSレジのみを導入した	交付申請書(3/4A)、3/4A-別紙1、3/4A-別紙2を記入してください。
	<input type="checkbox"/> POSシステムおよびPOSレジを導入した	交付申請書(3/4A)と併せて3/4B-別紙1、3/4B-別紙2を記入してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 過去に本補助金A型において申請したことがある。		
申請書は、税務局が定める添付事項を確認し、同書の上、補助金申請を行います。申請内容に間違いがあることが判明し、補助金の返還、加算金の納付等を求められた場合には、これに同意します。作成日 西暦20●●年●●月●●日		
1 申請する中小企業者の情報	フリガナ 申請者名(中小企業者等) 有限会社複数税率商店	フリガナ 事業者名(店名) 有限会社 複数税率商店
	フリガナ 代表者 代表取締役社長 氏	フリガナ 氏名 タロウ 太郎
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請内容に間違いがある場合、補助金を返還し、加算金を納付することを理解しています	フリガナ 法人番号 0123456789123
	<input checked="" type="checkbox"/> 軽減税率対象商品を初年度に限り継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者です	フリガナ 生年月日 ●●年●●月●●日
	フリガナ 申請者の所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内△△△△	フリガナ 建物名 丸の内△△△△
	フリガナ 担当者名 所属 総務部	フリガナ 氏名 セイリツ ハジメ
	フリガナ 担当者連絡先 固定 03-2222-XXXX	フリガナ 携帯 -
	フリガナ 中小企業者であることの確認 主たる業種 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input checked="" type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> その他() 主たる事業内容 (スーパーマーケット)	フリガナ 従業員数 20 人
	フリガナ 直近1年度分の売上高 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超～5,000万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 5,000万円超～1億円以下 <input type="checkbox"/> 1億円超～10億円以下 <input type="checkbox"/> 10億円超 <input type="checkbox"/>	フリガナ 税率 -
	2 代理申請者または共同申請者の情報	
フリガナ 代理申請者または共同申請者 軽減税率株式会社	フリガナ 事業者名(店名) 軽減税率株式会社	
フリガナ 代表者 代表取締役社長 氏	フリガナ 氏名 ホジョ 補助 太郎	
フリガナ 代理申請者または共同申請者の所在地 〒100-0000 東京都中央区築地●●●	フリガナ 建物名 ダイイチ 第1ビル4階	
フリガナ 担当者名 所属 営業部	フリガナ 氏名 ダイリ ジュンイチ	
フリガナ 担当者連絡先 固定 03-0000-XXXX	フリガナ 携帯 -	

交付申請書 (2/4)

交付申請書 (3/4 A)



交付申請書
(3/4 A-別紙1)

交付申請書
(3/4 A-別紙2 (汎用端末))



交付申請書 (4/4)



2 対象製品証明書 (POSレジ、POSシステム)

指定 原本

軽減税率対策補助金

対象製品証明書(POSシステム)

《指定メーカー名・指定ベンダー名》

株式会社 ○×商事

製品カテゴリ	ソフトウェア
1.製品名称	○×レジソフト
2.対象製品型番	REGI-REGI123
3.シリアル番号	REGI0123

(免責事項等)

- 本対象製品証明書は、複数税率対応レジであることを証する書類です。
- 本対象製品証明書は、軽減税率対策補助金の申請にのみ必要となる書類です。
- 軽減税率対策補助金の申請期間内のみ有効です。

■申請者記入欄
ソフトウェアを導入するPOSシステムに連携するPOSレジの台数を記入してください。
 POSレジ台数 _____ 台

3 レジ購入時の領収書等の費用明細 (コピー)

中小売株式会社 御中 発行日 平成28年3月4日

領収書

商品名	型番	単価	数量	金額(税込)
レジ本体	RJ-001-W	¥54,000	1	¥58,320
レシートプリンタ	RJ-PRN-001	¥12,000	1	¥12,960
バーコードリーダ	RJ-BCR-001	¥8,000	1	¥8,640
キャッシュドア	RJ-CDR-001	¥15,000	1	¥16,200
設置導入費		¥10,000	1	¥10,800
合計				¥106,920

平成28年3月4日 受領いたしました。
株式会社レジ販売 印

4 飲食料品等を記載した仕入請求書 (コピー)

請 求 書

〒104-0042 東京都中央区入船1-3-109
カフェ&ランチボックスREJI 御中

〒000-0000 東京都中央区築地0-00-000
株式会社 業食販
TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000

御事務コード 00286 振込銀行 市街銀行本店 (画) 1234567

毎度ありがとうございます。
下記内容を確認申請いたします。

前月請求金額	前入金額	前月支払額	前月残高	今回請求金額	今回支払金額	今回残高
24,569	0	24,569	34,550	2,764		37,314

発注日付	品名	数量	単価	金額	数量	単価	金額
2016/4/1	お弁当用 パッケージ (ハコ・白)	50	10	1,250	12,500		
	業務用カトラリー(大)	1	3	4,500	13,500		
2016/4/2	業務用ミルクポーション	100	1	500	500		
	綿フレーク	100	2	1,200	2,580		
	牛乳	1	10	198	1,980		
2016/4/3	お弁当用 テザゲフクロ	100	5	698	3,450		

5 振込口座が確認できる通帳等 (コピー)

総合口座

おなまえ
カブシキガイシャケイゲン サマ

通帳種別	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
は次のとおりです。	普通預金	円	円	000	普通預金 1234567
	定期預金	円	円		定期預金

株式会社 令治銀行 印
【銀行コード：4321】
口座店名 霞ヶ関支店
TEL 03-0000-0000

■ 個人事業主または法人格を持たない団体等の場合は、6を追加します

6 個人事業主の本人確認書類 コピー



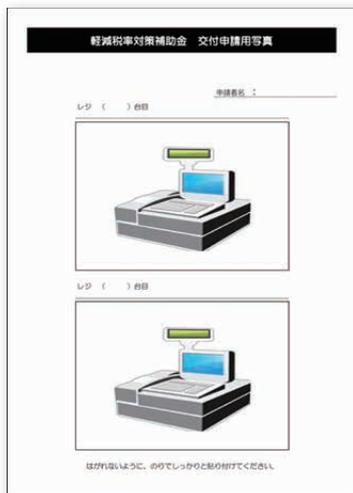
パスポート



運転免許証

■ 6台以上のPOSレジを導入する場合は、16を追加します

16 機器設置写真



写真貼付用台紙

■ 設置に要する経費(運搬費、商品マスタ設定費)を申請する場合は、18を追加します

18 経費が確認できる領収書等の費用明細 コピー

中小売株式会社 明細 発行日 平成●●年●月●日

設置に要する経費

商品名	型番	単価	数量	金額(税込)
商品マスタ設定費		¥10,000	1	¥10,800
運送設置費用		¥15,000	1	¥16,200
送料		¥10,000	1	¥10,800
合計				¥37,800

平成●●年●月●日 受理いたしました。

株式会社レジ販売  印紙 

A-4改修型の申請について

A-4改修型

POSレジシステム

申請に必要な書類一覧

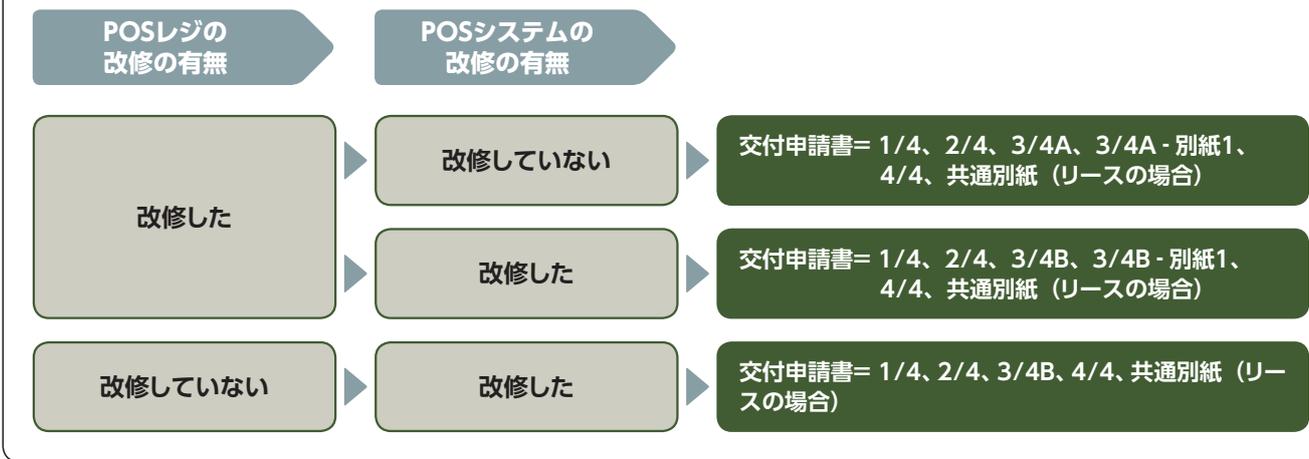
No.	書式	原本/コピー	書類名称	備考
《必ず提出が必要な書類》				
1	指定	原本	軽減税率対策補助金 (A-4型POSレジシステム改修型) 交付申請書	
2	指定	原本	対象製品証明書 (POSレジ)、対象製品証明書 (POSシステム)	
3	自由	コピー	POSレジ・POSシステム改修時 (改修に要する経費及び商品マスタ設定変更費含む) の領収書等の費用明細 *1	※リースの場合は不要です。
4	自由	コピー	飲食料品等を記載した仕入請求書 (または仕入納品書) *2	※主たる事業内容が飲食店等である場合は「飲食店等での軽減税率対象商品の取扱いの申告書 (事務局指定)」を追加で添付してください。
5	自由	コピー	振込口座が確認できる通帳等	※口座名義は申請者と同一者であること。 ※リースの場合は不要です。
《申請者が個人事業主または法人格を持たない団体等の場合 (法人の場合は不要)》				
6	自由	コピー	個人事業主の本人確認書類	※法人格を持たない団体等の場合は、責任者の本人確認書類を添付してください。
《申請者が法人格を持たない団体等の場合 (個人事業主、法人の場合は不要)》				
7	-	コピー	団体の規約	
8	自由	コピー	構成員の名簿	※構成員の2/3以上が中小企業者であることが必要です。
9	-	コピー	決算書 (または納税証明書)	※直近2期分を提出すること。
10	自由	原本	誓約書	※責任者が、本補助金に関する全ての責任を負う旨、誓約していただきます。
11	自由	-	店舗の写真 (常設販売状況)	
《申請者が風営適正化法の許可を受けた (届出を提出した) 宿泊業 (旅館、ホテルに限る) であって風営適正化法の適用外の事業で複数税率対応レジの導入や改修の必要がある事業者の場合》				
12	-	コピー	風営適正化法の営業許可証	
13	自由	原本	風営適正化法の適用外の事業のみでレジ使用する説明書	
14	自由	コピー	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の図面等	
15	自由	-	風営適正化法の適用外の事業のみでレジを使用していることが分かる設置の写真	
《リースにより機器を改修した場合》				
16	指定	原本	【共通別紙】リース料金の算定根拠明細書	
17	自由	コピー	リース契約書	
18	自由	コピー	リース対象機器の見積書	※契約前に販売事業者が申請者に交付したものの。※費用の明細等がわかるもの。

*1 申請に伴う全ての費用明細が記載されたレシート (領収書) をご用意ください。レシート (領収書) が1枚にまとめて記載されていない場合は、それぞれの項目ごとにコピーをとり各該当箇所にマーカーを引いてください。また、リースの場合は不要です。

*2 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者であることを確認します。審査の過程で、必要に応じてレジを使用した販売実績等の追加書類の提出を求める場合があります。

※その他、提出書類で確認できない事項等があった場合、追加で書類を求める場合があります。

記入が必要な申請書類



必ず提出が必要な書類

1 A-4POSレジシステム改修型交付申請書 (POSレジのみを改修した場合)(1/4) 指定 原本

交付申請書 (2/4)

交付申請書 (3/4 A)

交付申請書 (3/4 A-別紙1)

交付申請書 (4/4)

(参考) 証ひょう類の記載事項について

必ず提出が必要な書類

●対象製品証明書 指定 原本

軽減税率対策補助金

対象製品証明書(POSシステム)

〈指定メーカー名・指定ベンダー名〉

株式会社 ○×商事

製品カテゴリー	ソフトウェア
1.製品名称	○×レジソフト
2.対象製品型番	REGI-REGI123
3.シリアル番号	REGI0123

(免責事項等)

- 本対象製品証明書は、軽減税率対応レジであることを証する書類です。
- 本対象製品証明書は、軽減税率対策補助金の申請にのみ必要となる書類です。
- 軽減税率対策補助金の申請期間内のみ有効です。

■申請者記入欄
ソフトウェアを導入するPOSシステムに連携するPOSレジの台数を記入してください。

POSレジ台数 〇 台

- 補助金の対象となる製品を導入した場合に発行されます。
- レジ本体1台につき、1枚必要となります。
- 対象製品証明書は本補助金のために定められた証明書です。 ※本証明書が発行されている場合でも、購入日等が対象外である場合については補助金は交付されませんのでご注意ください。

- 対象が改修の場合、対象製品証明書ではなく改修証明書が必要となります。
- 対象が製品ではなくサービスの場合、対象製品証明書ではなく対象サービス証明書が必要となります。
- 対象が製品ではなくパッケージの場合、対象製品証明書ではなく対象パッケージ証明書が必要となります。

●振込口座が確認できる通帳等 コピー

総合口座

おなほえ
カブシキガイシャケイゲン サマ

通帳種別	科目	金額	変更後の金額	残高	口座番号
は次のとおりです。	普通預金	円	円	000	普通預金 1234567
	定期預金	円	円		定期預金

株式会社 令治銀行 印

【銀行コード：43211】

口座名義 露ヶ岡支店

TEL 03-0000-0000

- 【必要項目】
- 金融機関名
 - 支店名または支店コード(数字3桁)
 - 預金種別
 - 口座番号
 - 口座名義人(カナ表記) ※口座名義は申請者と同一者であること

●領収書等の費用明細 コピー

中小小売株式会社 御中 発行日 平成28年3月4日

領収書

商品名	型番	単価	数量	金額(税込)
レジ本体	RJ-001-W	¥54,000	1	¥58,320
レシートプリンタ	RJ-PRN-001	¥12,000	1	¥12,960
バーコードリーダー	RJ-BCR-001	¥8,000	1	¥8,640
キャッシュドレフ	RJ-CDR-001	¥15,000	1	¥16,200
設置導入費		¥10,000	1	¥10,800
合計				¥106,920

平成28年3月4日 受領いたしました。

株式会社レジ販 印

印紙

【必要項目】

- 購入・改修日(発行日)
- 補助対象として申請する費用の品目とその購入費用(各補助対象機器等の製品名や製品型番の記載があること)
- 購入・改修者名(宛先) ※申請者名と同一であること
- 販売・改修者名(発行者名)および販売・改修者の押印
- 領収書で費用明細が確認できない場合、領収書に加えて、領収書と金額が一致する費用明細をご用意ください。見積書、契約書(発注請書)、納品書、請求書など
- 税抜金額の記載があること

●飲食料品等を記載した仕入請求書 コピー

請求書

〒104-0042 東京都中央区新富1-10-109 株式会社 露ヶ岡 御中

2016年4月15日 発行

〒000-0000 東京都中央区新富1-10-109 株式会社 露ヶ岡 御中

TEL: 03-0000-0000

請求書番号: 0000000000

取引先: 露ヶ岡 御中

請求書内容(単位:円)

品名	数量	単価	金額	消費税	合計
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年11月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年12月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年1月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年2月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年3月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年4月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年5月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年6月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年7月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年8月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年9月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200
2016年10月 露ヶ岡 御中	100	100	10000	1200	11200

B-1型の申請について

受発注システム・指定事業者改修型

B-1型

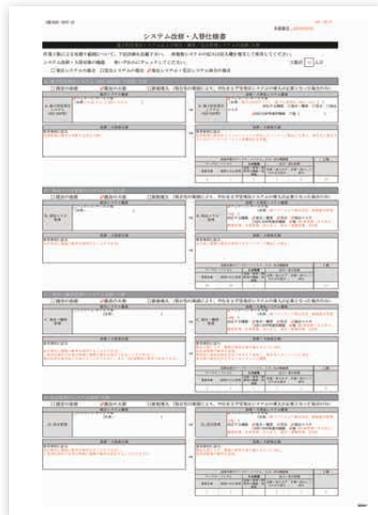
申請に必要な書類一覧

No.	様式	書類名	備考
必ず提出が必要な書類			
1	様式B1-交付-1	補助金交付申請書	指定事業者、中小企業・小規模事業者等の捺印が必須 ※リースの場合は指定リース事業者の捺印も必須
2	様式B1-交付-2	経費内訳書	
3	様式B1-交付-3	作業定義書兼概算見積書	
4	様式B1-交付-4	システム改修・入替仕様書	システム改修箇所、工数、内容を記載したもの
5	様式B1-交付-5	補助金振込口座登録書	補助対象者の補助金振込先（リース契約の場合、提出不要）
6	-	振込口座がわかる通帳等のコピー	※ネットバンクの場合は口座情報がわかる画面のコピー等（リース契約の場合、提出不要）
7	-	【法人の場合】全部事項証明書 【個人事業主の場合】開業届 【法人格のない団体等】※	補助事業者が中小企業・小規模事業者であることを証明するもの（写し） 開業届においては、税務署受理印のあるもの ※法人格のない団体等の提出書類については、No.17~21を参照
8	任意様式	システム概要図	改修・入替後のシステム構成・機能等が確認できるもの
9	任意様式	見積書	指定事業者による見積書
10	任意様式	飲食料品等を記載した仕入請求書（または仕入納品書）	事業および取引の実態が確認できるもの
11	様式B1-交付-6	交付申請書類チェックリスト	
金額により提出が必要となる書類			
12	様式B1-交付-7	指定事業者選定説明書	指定事業者への発注金額が50万円以上の場合「指定事業者選定説明書」を提出
13	様式B1-交付-8	選定説明書	パッケージ製品・サービスの初期費用（初期費用①、②）のいずれかが、単体で50万円以上の場合、2者以上の見積または「選定説明書」を提出
14	任意様式	物品に係る見積書（2者以上）	物品費のうちハードウェア単体（サーバ単体等）が、50万円以上の場合、同製品もしくは同等品での2者以上の見積を提出 ※相見積であることがわかるように補記してください。
リースを利用する場合必要となる書類			
15	様式B1-交付-9	リース料金の算定根拠明細書	
その他必要に応じて提出するもの			
16	任意様式	取引先によるシステム導入等要請書	取引先の要請により、やむをえず受発注システムの導入等が必要になった場合のみ提出
申請者が法人格を持たない団体等の場合（個人事業主、法人の場合は不要）			
17	-	団体の規約	
18	任意様式	構成員の名簿	※構成員の2/3以上が中小企業者であることが必要です。
19	-	決算書（または納税証明書）	※直近2期分を提出すること。
20	任意様式	誓約書	※責任者が、本補助金に関する全ての責任を負う旨誓約していただきます。
21	任意様式	店舗の写真（常設販売状況）	
風営適正化法の許可を受けた（届出を提出した）宿泊業（旅館、ホテルに限る）であって風営適正化法の適用外の事業で複数税率対応のための受発注システムの改修等の必要がある事業者の場合			
22	-	風営適正化法の営業許可証	許可証の写し
23	任意様式	風営適正化法に規定する営業の概要	
24	任意様式	風営適正化法に規定する営業に供する電子的受発注システムの改修・入替ではないことの説明	風営適正化法に規定する営業に供する取引ではないことの説明。電子的受発注システムにおいて当該事業と明確に切り分けが出来ていることの説明。

3 作業定義書兼概算見積書 指定 原本



4 システム改修・入替仕様書 指定 原本



5 補助金振込口座登録書 指定 原本



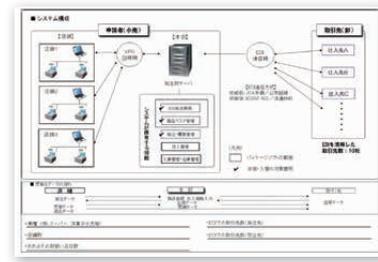
6 振込口座がわかる通帳等 コピー



7 全部事項証明書 (法人) 開業届 (個人事業主) 指定 コピー



8 システム概要図 任意様式 コピー



9 見積書 任意様式 コピー



10 飲食料品等を記載した仕入請求書 任意様式 コピー



11 交付申請書類チェックリスト 指定 原本



■金額により提出が必要となる書類(交付申請時)

12 指定事業者選定説明書

指定 原本

13 選定説明書

指定 原本

14 物品に係る見積書(2者以上)

任意様式 コピー

■リースを利用する場合に提出が必要となる書類(交付申請時)

15 リース料金の算定根拠明細書

指定 原本

■その他必要に応じて提出するもの(交付申請時)

16 取引先によるシステム導入等要請書

任意様式 原本

- ・B-1型では、受発注システムの改修・入替が完了し、すべての支払いを完了した後に、「事業完了報告書」の提出が必要です。
- ・指定事業者がポータルから事業完了報告書を出し、中小企業・小規模事業者等と指定事業者にて必要事項を記載します。
- ・必要書類を集め、事業完了報告書の内容を確認・押印したのち、指定事業者が代理申請者として提出書類一式を添付して事務局に郵送します。
- ・提出期限は2019年12月16日(消印有効)です。

■交付決定後に必要な書類(事業完了報告時)

●事業完了報告書 指定 原本

B-2型の申請について

受発注システム・自己導入型

B-2型

申請に必要な書類一覧

No.	様式	書類名	備考
必ず提出が必要な書類			
1	様式B2-交付-1	補助金交付申請書 (B-2)	中小企業・小規模事業者等の捺印が必須 ※リースの場合は指定リース事業者の捺印も必須
2	様式B2-交付-2	経費内訳書 (B-2)	
3	様式B2-交付-3	システム改修・入替仕様書 (B-2)	システム改修箇所、内容を記載したもの
4	様式B2-交付-4	補助金振込口座登録書	補助事業者の補助金振込先 (リース契約の場合、提出不要)
5	-	振込口座がわかる通帳等のコピー	※ネットバンクの場合は口座情報がわかる画面のコピー等 (リース契約の場合、提出不要)
6	-	【法人の場合】全部事項証明書 【個人事業主の場合】開業届 【法人格のない団体等】	補助事業者が中小企業・小規模事業者であることを証明するもの (写し) 開業届においては、税務署受理印のあるもの ※法人格のない団体等の提出書類については、No.18～22を参照
7	任意様式	飲食料品等を記載した仕入請求書 (または仕入納品書)	事業および取引の実態が確認できるもの
8	任意様式	購入・契約したパッケージ製品・サービスを一意に識別できるシリアルナンバー、プロダクト キー、アカウントナンバー等を確認できる製品カード、シール、保証書、HP (マイページ等)	製品の名称、バージョン、型番がわかるもの、および個体の特定ができるもの (写し) 購入金額がわかるもの
9	任意様式	領収書等の費用明細または入金確認書など	購入金額と内容が確認でき、全額の支払が完了し、受領したことがわかる証憑 (写し)
10	様式B2-交付-5	交付申請書類チェックリスト	
金額により提出が必要となる書類			
11	様式B2-交付-6	選定説明書	パッケージ製品・サービスの初期費用 (初期費用①、②) のいずれかが、単体で50万円以上の場合、2者以上の見積または、「選定説明書」を提出
12	任意様式	物品に係る見積書 (2者以上)	物品費のうちハードウェア単体 (サーバ単体等) が50万円以上の場合、同製品もしくは同等品での2者以上の見積を提出 ※相見積であることがわかるように補記をしてください。
13	様式B2-交付-7	取得財産等管理台帳	50万円以上の財産取得の際に提出 (対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が50万円 (消費税抜き) 以上の財産とします。)
リースを利用する場合必要となる書類			
14	様式B2-交付-8	リース料金の算定根拠明細書	
15	任意様式	リース契約書	
16	任意様式	リース対象の見積書	※契約前に販売事業者が中小企業・小規模事業者等に対して発行したもの ※費用の明細等がわかるもの
その他必要に応じて提出するもの			
17	任意様式	取引先によるシステム導入等要請書	取引先の要請によりやむをえず受発注システムの導入等が必要になった場合のみ提出
申請者が法人格を持たない団体等の場合 (個人事業主、法人の場合は不要)			
18	-	団体の規約	
19	任意様式	構成員の名簿	※構成員の2/3以上が中小企業者であることが必要です。
20	-	決算書 (または納税証明書)	※直近2期分を提出すること。
21	任意様式	誓約書	※責任者が、本補助金に関する全ての責任を負う旨誓約していただきます。
22	任意様式	店舗の写真 (常設販売状況)	
風営適正化法の許可を受けた (届出を提出した) 宿泊業 (旅館、ホテルに限る) であって風営適正化法の適用外の事業で複数税率対応のための受発注システムの改修等の必要がある事業者の場合			
23	-	風営適正化法の営業許可証	許可証の写し
24	任意様式	風営適正化法に規定する営業の概要	
25	任意様式	風営適正化法に規定する営業に供する電子的受発注システムの改修・入替ではないことの説明	風営適正化法に規定する営業に供する取引ではないことの説明。電子的受発注システムにおいて当該事業と明確に切り分けが出来ていることの説明。

必ず提出が必要な書類

1 B-2型補助金交付申請書 (1/3 (様式B2-交付-1))

指定 原本

(様式B2-交付-1)

作成日 西暦2018年8月25日

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金事務局
事務局長 殿

申請者 フリガナ **フリガナ** **フリガナ**の〇〇
事業者名 **株式会社〇〇**
 法人 個人事業主 団体等
法人番号 **1234567890123**
生年月日 西暦 年 月 日
※法人の場合は法人番号を、団体等及び個人事業主の場合は生年月日を入力、
※団体等で法人番号がある場合は、法人番号も記入

所在地 **東京都丸の内〇-〇-〇**

カナ氏名 **フリガナ**
代表者氏名 **佐藤 一郎**

共同申請者 指定リース事業者番号
(指定リース事業者) 法人番号
所在地
フリガナ
事業者名
カナ氏名
代表者名

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金
(受発注システムの改修等支援)
補助金交付申請書 (B-2)

事務局が定める同意事項を確認・同意の上、中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金交付規程に基づき、上記補助金の交付を申請します。
申請内容に偽りがあることが判明し、補助金の返還、加算金の納付等を求められた場合は、これに従います。

記

1. 補助事業の概要

概要 **複数税率導入による取引先との伝票区分の変更を行う**

交付申請額
補助金交付申請額 **345,333 円**
導入完了日 **西暦 2018 年 8 月 1 日**

補助金交付申請書 (2/3 (様式B2-交付-1))

(様式B2-交付-1)

2. 申請者情報

申請者名 **株式会社〇〇**
電話番号 **03-0000-0000**
資本金 **10,000,000円**
従業員数 **30名**

主たる業種 卸売業 小売業 サービス業 飲食業
その他 ()

主たる事業内容 (**食料品を扱うスーパーを業内に展開**)

売上高 1000万円以下 1000万円超 ~ 5000万円以下
5000万円超 ~ 1億円以下
1億円超 ~ 10億円以下
10億円超 ~

確認事項 みなし大企業に該当しない
軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取扱うために、
電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者である
導入前の受発注システムが複数税率に対応していなかった
導入前の商取引においてEDI/POS等の電子的受発注システムを利用して

3. 担当者情報

申請者 所属 **経営企画室**
カナ氏名 **田中 一郎**
担当者名 **田中 一郎**
連絡先 固定電話 **03-0000-0000** 携帯 **090-000-0000**
FAX番号 **03-0000-0000** F-4771's **tanaka@marumaru.jp**

共同申請者 所属
カナ氏名
担当者名
連絡先 固定電話 携帯
FAX番号 F-4771's

補助金交付申請書 (3/3 (様式B2-交付-1))

消費税軽減税率対策補助金 同意事項 ※必ずお読みください。

1. 事業の概要について
本事業は、消費税軽減税率対策補助金交付規程(以下「交付規程」といふ)で定める交付要件(以下「交付要件」といふ)を満たす、中小企業・小規模事業者等による複数税率導入の取組等、事業者間でやり取りする電子的受発注システム(受発注システム)の改修等に要する経費の一部を補助する補助金です。申請にあたっては、経費発生時補助金事務局(以下「事務局」といふ)の定める交付要件、様式、公算書等に準じ、申請規程通りに申請してください。

2. 申請について
事務局にご提出いただく申請書は、切当な理由があってもその内容に虚偽の記載を行わないでください。申請内容に虚偽があることが補助事業完了後に判明した場合は、戻金及び滞り上の返付が行われることとなり、次回申請期間以降の補助金の返還を求められる可能性があります。結果目付正理を申請を行ってください。

3. 代理申請による申請手続きについて
申請者は、補助対象業務システムの調達を受ける第三者に補助金の申請を委任することとなります。申請者から補助金申請の委任を受けた者(以下「代理申請者」といふ)は、申請書類の作成、提出から補助金の交付が決定するまでの間、申請者と同等の義務及び責任を負います。また、補助金の交付が決定した後、事務局が行う調査に協力するなど補助金の適正な取組に協力したことになります。申請者は、代理申請者による申請を委託した場合であっても、当該申請に係る申請手続きが円滑に進捗するよう協力しなければなりません。また、代理申請者が申請に際して必要とする申請者の個人情報については、申請者同意の上、提供してください。なお、代理申請者が、交付要件を満たすために、新たに軽減税率対象商品を販売する事業を行うよう持ちかけるなどの行為を行わないでください。

4. 共同申請について
指定リース事業者による申請は、リース商品の経営先となる全ての事業者が公算書明細に定める要件を満たす場合に限り、これらリース商品受発注の事業者と共同で補助金を申請することができます。なお、指定リース事業者が申請し、共同申請者がリース商品の経営先事業者の同意を得たうえで、提供してください。

5. 申請の不受理等
申請者は必ず申請書が本事業事項、または交付規程等において認められていない行為を行う、または行うおそれがある場合、事務局は直ちに申請の受理を取り止し、以降の当該申請書又は代理申請者に係る申請を受理しない場合があります。

6. 個人情報の管理
申請者は、事業に際して申請書から提出された情報(以下「データ」)の不正アクセスや個人情報の漏失、毀滅、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を講じ、また、その取組を記録して保管することにより、個人情報の管理に努めるものとします。事務局は、本事業を通じて取得した情報も、本事業の目的の範囲内で、個人情報について法的に規定されたデータを公表することとなります。また、事務局は交付した申請書に対して、本事業を通じて取得した情報を提供し、その結果作業を情報の提供先と共同で行うことがあります。

7. 交付の決定について
交付決定の結果については、交付規程に従って事務局より申請者に対して書面をもって通知します。此、交付決定前、1.の他の補助金と重複する事業については、補助事業の対象として含まないものとします。

8. 返金への立入り調査、補助金の返還について
事務局は本事業の適正な実施を促すため、必要に応じて、電話による問合せや追加情報の提出、資料の立ち入りを含む調査を実施し、調査の結果に基づき返還の要がある場合があります。事務局が返還を求めた場合、調査への協力に努めなければならず、返還金の返還を求められたこととなります。なお、事務局が返還を求めた場合、当該補助金を安全に返却した旨から返還の日までの期間については、返還義務が当該申請について生じた90%の割合で消滅したと見做す旨の条件を歩みます。

9. 有償の管理運営業務
本事業事項に基づく申請者と事務局との間に生じた前項については、東京府税務局または東京府地方裁判所を専属の合意審判機関とします。

10. 事業の内容の変更・終了
事務局は、本事業の終了または内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局は、本事業の終了、停止、内容変更の決定等によって申請者に与えられた補助金、未取付が決定した場合でも、事務局の返還または返還請求による返還請求権を行使する旨を法廷に提起するものではない限り、一切の責任を負わないものとします。また、共同申請者の決定については、事務局が共同申請者の同意を得た旨を事務局に公表した後は、申請者が共同申請者およびその内容を承認したものとみなします。

11. 免責
申請対象機器の不具合や故障および申請手続きにおけるサーバーダウン等一時的な発生によるトラブル等については、事務局はその責任は一切を負いません。また、事務局が申請を受け取る以前に生じた機器の不具合、配送遅延等の事項についても事務局はその一切の責任を負わず、それらに起因して生じる当該申請書の損失に代わって生じる義務を負いません。

12. 注意事項
● 交付申請から補助金の交付までには一定の手続き期間を要します。事務局は交付申請の受付に際しては、必ず事務局のホームページ上で、申請書の提出から補助金の交付までの期間を公表し、その結果を公表させていただきます。
● 申請者及び代理申請者等での個人情報保護におけるトラブル等に際して、事務局は一切の責任を負いません。申請者及び代理申請者等と個人情報保護における適正な取組を行うことをお求めいたします。
● 提出いただいた申請書は返却いたしません。申請者は本申請書の控えを必ず複数作成し、提出に際しては、必ず控えを事務局に提出することとなります。
● 住所等の変更について、申請者が事務局に提出した住所等にかかわらず、事務局からの通知または交付規程が適用され、通知を受ける場合、当該通知は提出された住所等に基づき申請者に届くものとみなします。
● 事務局は、但しの範囲で電子で本事業を終了、または返還内容の決定を行うことができるものとします。またその際、事務局のホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。

2018年1月版

2 経費内訳書(B-2)

指定 **原本**

3 システム改修・入替仕様書(B-2)

指定 **原本**

4 補助金振込口座登録書

指定 **原本**

5 振込口座がわかる通帳等

コピー

6 全部事項証明書(法人) 開業届(個人事業主)

指定 **コピー**

7 飲食料品等を記載した仕入請求書

任意様式 **コピー**

8 シリアルナンバー、プロダクトキー、アカウントナンバー等を確認できる製品カード、シール、保証書、HP(マイページ等)

任意様式 **コピー**

9 領収書等の費用明細または入金確認書など

任意様式 **コピー**

10 交付申請書類チェックリスト

指定 **原本**

■金額により提出が必要となる書類

11 選定説明書

指定 原本

12 物品に係る見積書 (2者以上)

任意様式

コピー

13 取得財産等管理台帳

指定 原本

■リースを利用する場合必要となる書類

14 リース料金の算定根拠明細書

指定 原本

15 リース契約書

任意様式

コピー

16 リース対象の見積書

任意様式

コピー

■その他必要に応じて提出するもの

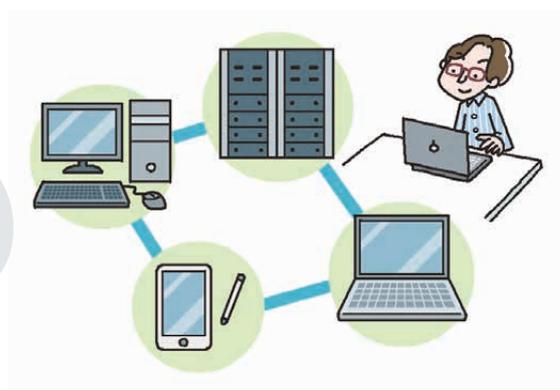
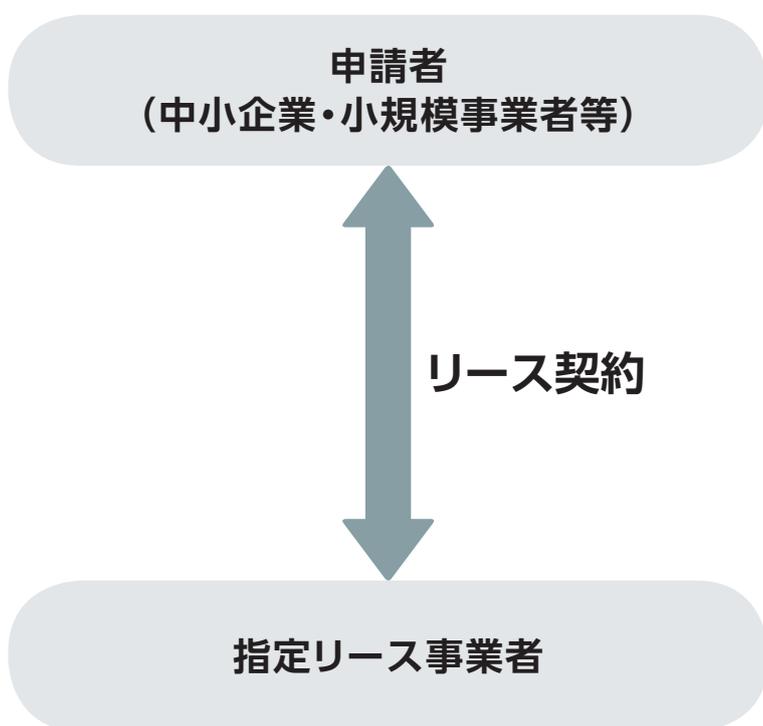
17 取引先によるシステム導入等要請書

任意様式 原本

リース申請について

ファイナンスリースを利用して、複数税率対応レジや受発注システム等を導入・改修・入替する事業者も補助対象となります。

■指定リース事業者との契約



■リース申請のポイント

- ① 機器等の導入・改修、電子的受発注システムの導入・改修・入替にあたり、リースを利用する場合、リース事業者は独立行政法人中小企業基盤整備機構が指定したリース事業者でなければなりません。その場合、使用者を申請者(中小企業・小規模事業者等)、所有者を共同申請者(指定リース事業者)として共同で補助金申請を行うこととなります。
- ② リース期間中の中途解約または解除が原則できない契約であることが必要です。
- ③ 物件価額と付随費用がリース料で概ね(90%以上)回収される契約であることが必要です。
- ④ 中小企業・小規模事業者に対して補助金交付相当額についてリース料金が低減されることが必要です。
- ⑤ 同一申請において、自己購入とリースの併用はできません。(B型のみ)
- ⑥ 原則として財産処分制限期間の間使用することを前提とした契約としてください。

相談窓口一覧

ご相談内容	窓口	連絡先
軽減税率制度（対象品目・税額の計算方法など）	国税庁 電話相談窓口	消費税軽減税率電話相談センター （軽減コールセンター） 専用ダイヤル：0570-030-456 お近くの税務署にもお問い合わせいただけます。 税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認頂くことができます。 http://www.nta.go.jp
中小・小規模の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等に係る補助金	軽減税率対策補助金事務局	専用ダイヤル：0570-081-222 ホームページ： kzt-hojo.jp
軽減税率実施に伴う中小・小規模事業者の支援（個別相談、講習会の開催、専門家派遣等）	中小団体相談窓口	お近くの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会へお問い合わせください。連絡先は中小企業庁ホームページから確認頂くことができます。 http://www.chusho.meti.go.jp/link/jisshi_kikan.html
軽減税率対策に係る設備投資へのご融資	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）： 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795
消費税転嫁対策等に関する相談	内閣府 消費税価格転嫁等総合相談センター	専用ダイヤル：0570-200-123
軽減税率実施に伴う税に関する相談	日本税理士会連合会	お近くの税理士会へお問い合わせください。
その他 中小企業支援施策全般	中小企業庁 相談室	電話番号：03-3501-4667

ご相談内容に応じて、
上記の相談窓口
お問い合わせください。



中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

2018年3月